

# 三重県公報

平成21年5月19日(火)

第 2087 号

毎週火・金曜日発行

|     | 且   | 次                  |      |            |    |     |
|-----|---|--------------------|------|------------|----|-----|
| 番号) | (題 名)                                     |                    |      | (担当)       |    | (頁) |
|     | 告示  |                    |      |            |    |     |
| 350 | 生活保護法の規定による医療扶助のため                        | の医療を担当する機関の指定      | (社会  | 福祉室        | )  | 2   |
| 351 | 生活保護法の規定による指定医療機関か                        | らの名称等の変更の届出        | (    | 司          | )  | 2   |
| 352 | 生活保護法の規定による指定医療機関か                        | らの事業の廃止の届出         | (    | 司          | )  | 2   |
| 353 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び建の規定による医療扶助のための医療を      |                    | (    | 同          | )  | 2   |
| 354 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び<br>律の規定による指定医療機関からの名称  |                    | (    | 同          | )  | 3   |
| 355 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び<br>律の規定による指定医療機関からの事業( |                    | (    | 同          | )  | 3   |
| 356 | 障害者自立支援法の規定による指定障害<br>の届出                 | 福祉サービス事業者からの事業廃止   | (障害  | 福祉室        | )  | 3   |
| 357 | 障害者自立支援法の規定による育成医療<br>療機関の指定              | 又は更生医療に係る指定自立支援医   | (    | 同          | )  | 3   |
| 358 | 農水商工部関係補助金等交付要綱の一部                        | を改正する告示            | (農水産 | 商工総務室      | () | 4   |
| 359 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規                        | <b>漠小売店舗の変更の届出</b> | (商工  | 振興室        | )  | 24  |
| 360 | 同件  |                    | (    | 同          | )  | 25  |
|     | 監 査 委 員 公 表                               |                    |      |            |    |     |
| 8   | 監査結果の公表                                   |                    | (監   | 査 委 員      | )  | 27  |
|     | 公告  |                    |      |            |    |     |
|     | 三重県表彰規則の規定による表彰者                          |                    | (経営  | 常総務室       | )  | 34  |
|     | 肥料取締法の規定による肥料の登録                          |                    | (農産  | 物安全室       | )  | 34  |
|     | 肥料取締法の規定による肥料の登録有効                        | 期間の更新              | (    | 同          | )  | 34  |
|     | 肥料取締法の規定による肥料の登録事項                        | の変更                | (    | 同          | )  | 35  |
|     | 肥料取締法の規定による肥料の登録の失                        | 幼                  | (    | 同          | )  | 35  |
|     | 肥料取締法の規定による収去した肥料の                        | 検査結果の概要の公表         | (    | 同          | )  | 36  |
|     | 同件  |                    | (    | 同          | )  | 37  |
|     | 土地改良区役員の退任及び就任の届出                         |                    | (農地  | 週 觀 整 室    |    | 37  |
|     | 同件  |                    | (    | 同          | )  | 37  |
|     | 同件  |                    | (    | 同          | )  | 38  |
|     | 基本測量を実施する旨の通知                             |                    | (公共  | 用地室        |    | 39  |
|     | 同件  |                    | (    | 同 , ,,,, , | )  | 39  |
|     | 都市計画の図書の写しの縦覧                             |                    |      | 可政策室       |    | 39  |
|     | 開発行為に関する工事の完了                             |                    | (建築  | 開発室        | )  | 39  |
|     | 人 事 委 公 告                                 |                    |      |            |    |     |
|     | 平成21年度三重県職員採用候補者A試験(                      | の実施                | (人事  | F 委 員 会    | )  | 40  |

告 示

#### 三重県告示第 350 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 21 年 5 月 19 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

| 指定医療機関の名称     | 所 在 地                          | 指定年月日           |
|---------------|--------------------------------|-----------------|
| 椙山内科小児科医院     | 四日市市栄町 5-12                    | 平成 20 年 9 月 9 日 |
| あさひクリニック      | 三重郡朝日町大字柿 2539-19 向陽台 13 番 2-1 | 平成 21 年 4 月 7 日 |
| 大仲さつき病院       | 員弁郡東員町穴太 2000                  | 平成 21 年 4 月 1 日 |
| いとうデンタルクリニック  | 津市藤方 143-1                     | 平成 21 年 4 月 1 日 |
| しょうなん調剤薬局 大央店 | 桑名市大央町 21-11                   | 平成 21 年 4 月 1 日 |
| チェリー調剤薬局 津駅前店 | 津市栄町三丁目 275                    | 平成 21 年 3 月 1 日 |
| さくら薬局 松阪学園前店  | 松阪市駅部田町字七元 1015-5              | 平成 21 年 4 月 1 日 |

#### 三重県告示第 351 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 21 年 5 月 19 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

| 指定医療機関の名称 | 所在地         | 変更後の名称等   | 変更年月日            |
|-----------|-------------|-----------|------------------|
| まちここども歯科  | 亀山市東台町 1-11 | キンダーランド歯科 | 平成 21 年 4 月 20 日 |

#### 三重県告示第 352 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 21 年 5 月 19 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

| 指定医療機関の名称     | 所在地              | 廃止年月日            |  |
|---------------|------------------|------------------|--|
| 津西病院          | 津市一身田大古曽 1734-10 | 平成 21 年 3 月 31 日 |  |
| 椙山内科小児科医院     | 四日市市栄町 5-12      | 平成 20 年 9 月 8 日  |  |
| ジャスコ日永店調剤薬局   | 四日市市日永四丁目 2-41   | 平成 21 年 4 月 10 日 |  |
| チェリー調剤薬局 津駅前店 | 津市羽所町 380-1      | 平成 21 年 3 月 1 日  |  |

#### 三重県告示第 353 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 21 年 5 月 19 日

| 指定医療機関の名称     | 所 在 地                          | 指定年月日           |  |
|---------------|--------------------------------|-----------------|--|
| あさひクリニック      | 三重郡朝日町大字柿 2539-19 向陽台 13 番 2-1 | 平成 21 年 4 月 7 日 |  |
| 大仲さつき病院       | 員弁郡東員町穴太 2000                  | 平成 21 年 4 月 1 日 |  |
| いとうデンタルクリニック  | 津市藤方 143-1                     | 平成 21 年 4 月 1 日 |  |
| しょうなん調剤薬局 大央店 | 桑名市大央町 21-11                   | 平成 21 年 4 月 1 日 |  |
| チェリー調剤薬局 津駅前店 | 津市栄町三丁目 275                    | 平成 21 年 3 月 1 日 |  |
| さくら薬局 松阪学園前店  | 松阪市駅部田町字七元 1015-5              | 平成 21 年 4 月 1 日 |  |

#### 三重県告示第 354 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 21 年 5 月 19 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

| 指定医療機関の名称 | 所在地         | 変更後の名称等   | 変更年月日            |
|-----------|-------------|-----------|------------------|
| まちここども歯科  | 亀山市東台町 1-11 | キンダーランド歯科 | 平成 21 年 4 月 20 日 |

#### 三重県告示第 355 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 21 年 5 月 19 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

| 指定医療機関の名称     | 所在地              | 廃止年月日            |
|---------------|------------------|------------------|
| 津西病院          | 津市一身田大古曽 1734-10 | 平成 21 年 3 月 31 日 |
| 椙山内科小児科医院     | 四日市市栄町 5-12      | 平成 20 年 9 月 8 日  |
| ジャスコ日永店調剤薬局   | 四日市市日永四丁目 2-41   | 平成 21 年 4 月 10 日 |
| チェリー調剤薬局 津駅前店 | 津市羽所町 380-1      | 平成 21 年 3 月 1 日  |

## 三重県告示第 356 号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス 事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 21 年 5 月 19 日

三重県知事 野呂 昭 彦

| 事業所     | 番号   | 事業者の名称        | 事業者の主たる事<br>務 所 の 所 在 地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地         | 障害福祉サービ<br>スの種類    | 廃<br>年 月                  | 止日 |
|---------|------|---------------|-------------------------|--------|-----------------|--------------------|---------------------------|----|
| 2410300 | )111 | 社会福祉法人<br>三鈴会 | 鈴鹿市地子町600番<br>地         | しらさぎ園  | 鈴鹿市地子町600<br>番地 | 旧知的障害者授<br>産施設(通所) | 平成21 <sup>4</sup><br>3月31 |    |

#### 三重県告示第 357 号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療 に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 21 年 5 月 19 日

| 医療機関の種別 | 医療機関の名称             | 所 在 地                             | 標ぼうしている<br>診療科目 | 担当しようとす<br>る医療の種類 | 指定年月日           |
|---------|---------------------|-----------------------------------|-----------------|-------------------|-----------------|
| 薬局      | 川崎薬局                | 亀山市能褒野町 79-21                     |                 |                   | 平成21年5月1日       |
| 薬局      | スギ薬局 名張西店           | 名張市瀬古口 213 番地<br>1 名張ガーデンプラザ<br>内 |                 |                   | 平成 21 年 5 月 1 日 |
| 薬局      | 第一調剤株式会社村 田調剤薬局 大台店 | 多気郡大台町佐原宮前<br>457-21              |                 |                   | 平成 21 年 5 月 1 日 |

#### 三重県告示第 358 号

農水商工部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 21 年 5 月 19 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

農水商工部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農水商工部関係補助金等交付要綱(平成 16 年三重県告示第 456 号)の一部を次のように改正する。 別表(2)の表から(6)の表までを次のように改める。

## (2) 団体検査室関係

|    | (A)      | (B)       | (C)           | (D)      | (E)    |
|----|----------|-----------|---------------|----------|--------|
| 区分 | 補助金等の    | 補助金等の交付の  | 補助事業等の内容      | 補助額又は補   | 補助対象者  |
|    | 名 称      | 目 的       |               | 助(交付)率   |        |
| 1  | 農業共同利用施  | 農業共同作業施設等 | 異常な天然現象により生じた | 事業費の2/10 | 農業協同組合 |
|    | 設災害復旧事業  | の災害復旧によって | 災害によって必要となった農 | 以内。ただし、  |        |
|    | 費(団体)補助金 | 農業の維持及びその | 業協同組合の共同利用施設の | 激甚災害に対   |        |
|    |          | 安定を図る。    | 災害復旧事業に要する経費  | 処するための   |        |
|    |          |           |               | 特別の財政援   |        |
|    |          |           |               | 助等に関する   |        |
|    |          |           |               | 法律(昭和37  |        |
|    |          |           |               | 年法律第150  |        |
|    |          |           |               | 号) 第6条の規 |        |
|    |          |           |               | 定により補助   |        |
|    |          |           |               | 率を決定され   |        |
|    |          |           |               | たものにあっ   |        |
|    |          |           |               | ては、当該決定  |        |
|    |          |           |               | に係る補助率   |        |
|    |          |           |               | とする。     |        |

## (3) 農業経営室関係

|    | (A)       | (B)       | (C)            | (D)       | (E)       |
|----|-----------|-----------|----------------|-----------|-----------|
| 区分 | 補助金等の     | 補助金等の交付の  | 補助事業等の内容       | 補助額又は補    | 補助対象者     |
|    | · ·       |           | 一冊のず未ずのドロ谷     |           | 州 奶 刈 豕 徂 |
|    | - ''      | 目 的       |                | 助(交付)率    |           |
| 1  | 農業経営基盤強   | 認定農業者等地域農 | 県協議会が行う次に掲げる事  | 事業費の10/10 | 県担い手育成総   |
|    | 化促進事業費補   | 業の担い手の育成の | 業に要する経費        | 以内        | 合支援協議会    |
|    | 助金        | 推進を図る。    | 1 担い手総合支援事業    |           |           |
|    |           |           | (1) 担い手育成支援    |           |           |
|    |           |           | (2) 協議会の指導及び監督 |           |           |
|    |           |           | 並びに連絡調整        |           |           |
| 2  | 経営構造対策(農  | 経営構造対策等の推 | 三重県農業会議が経営構造対  | 事業費の10/10 | 三重県農業会議   |
| 4  |           |           |                |           | 二里尔辰未云硪   |
|    | 業団体推進)事業  | 進を図る。     | 策事業等の推進に要する経費  | 以内        |           |
|    | 費補助金      |           | 1 指導推進会議費      |           |           |
|    |           |           | 2 評価活動等の支援計画費  |           |           |
|    |           |           | 3 情報収集及び提供費    |           |           |
|    |           |           | 4 経営体等経営確立指導調  |           |           |
|    |           |           | 查費             |           |           |
|    |           |           | 5 経営構造対策事業点検評  |           |           |
|    |           |           | 価活動費<br>       |           |           |
|    |           |           | 6 評価手法研修経費     |           |           |
|    |           |           |                |           |           |
|    |           |           | 7 調査及び研究等経費    |           |           |
| 3  | 経営構造対策(市  | 経営構造対策等の推 | 市町等が経営構造確立の推進  | 事業費の 1/2  | 市町又は知事が   |
|    | 町推進) 事業費補 | 進を図る。     | に要する経費         | 以内        | 適当と認める農   |
|    |           |           |                |           |           |

|   | 助金                           |   | 1 事前評価活動費<br>2 成果目標達成阻害要因の  |   | 業者等が組織す<br>る団体等  |
|---|------------------------------|---|---|---|--|
|   |                              |   | 分析活動費   |   |  |
| 4 | 経営構造対策事業費補助金                 | 効率的かつ安定的な<br>経営体が地域農業の<br>相当部分を占める農<br>業構造の確立等に向<br>け、経営体の育成及<br>び確保に直結する施<br>設機械の整備等を図<br>る。 | 市町等の事業主体が経営構造<br>対策事業計画等に基づいて行<br>う次の事業に要する経費<br>1 経営構造対策<br>(1) 経営構造施設等整備<br>(2) 経営構造施設等整備附<br>帯事業   | 事業費の1/2以<br>内。ただし、農<br>林漁業体験施<br>設にあっては<br>事業費の4/10<br>以内、農業用機<br>械にあっては<br>事業費の1/3以<br>内 | 市町、農業協同<br>組合、農業者等<br>が組織する団<br>体、第3セクター<br>等          |
|   |                              |   | <ol> <li>集落営農育成・確保緊急整備支援事業</li> <li>農業用機械の整理合理化計画の策定</li> <li>農業用機械の査定及び処分</li> <li>中古農業用機械の買上げリース</li> <li>高生産性農業用機械の新規導入</li> <li>小規模基盤整備及び簡易な施設整備</li> </ol>       | 事業費の1/2以内   | 地域担い手育成<br>総合支援<br>会、市町、農<br>協同組合、農業<br>者等が組織する<br>団体等 |
| 5 | 農用地利用集積<br>特別対策事業費<br>補助金    | 認定農業者等担い手<br>農業者への農用地利<br>用集積及び遊休農地<br>等の活用を促進する<br>ための活動を展開す<br>る。                           | 市町、県協議会等が行う次に<br>掲げる事業に要する経費<br>1 農山漁村活性化プロジェ<br>クト支援交付金のうち遊休<br>農地の解消のための事業<br>2 企業等農業参入支援推進<br>事業   | 事業費の1/2以<br>内<br>事業費の1/2以<br>内  | 市町又は特定法人   |
|   |                              |   | 3 農地確保及び利用支援事<br>業  | 別に定める。  | 県担い手育成総<br>合支援協議会等                                     |
| 6 | 農業委員会交付金及び補助金                | 市町農業委員会の組織及び運営の適正化を図る。  | 1 農業委員及び職員の設置<br>に要する経費<br>2 農地等の利用関係に関す<br>る調査及び農地基本台帳の<br>整備に要する経費<br>3 市町農業委員会が実施す<br>る次に掲げる事業に要する<br>経費<br>(1) 農地調整事務処理事業<br>(2) 標準小作料改定事業<br>(3) 農地利用集積推進事<br>業等 | 定額<br>定額<br>事業費の10/10<br>以内<br>事業費の10/10<br>以内<br>事業費の10/10<br>以内                         | 市町又は市町農業委員会  |
| 7 | 農業会議手当等<br>負担金及び農業<br>会議費補助金 | 県農業会議の組織及<br>び運営の適正化を図<br>る。  | <ol> <li>常任会議員会議及び総会の会議員手当に要する経費</li> <li>職員の設置に要する経費</li> <li>県農業会議が実施する農地利用集積推進事業に要する経費</li> <li>事務所の運営等に要する経費</li> </ol>   | 事業費の10/10<br>以内   | 三重県農業会議  |
| 8 | 青年農業者就農 支援事業費補助 金            | 青年等の就農促進に<br>関する資金の貸付制<br>度等の円滑な実施を<br>図る。  | 青年農業者等育成センター<br>(財団法人三重県農林水産支援センター)が就農促進に関する資金の貸付等に係る事業<br>及び就農希望者への情報提供<br>等の活動に要する経費  | 事業費の10/10<br>以内   | 財団法人三重県<br>農林水産支援セ<br>ンター                              |
| 9 | 農地保有合理化 促進事業費補助              | 農地保有合理化促進<br>事業の推進を図る。  | 農地保有合理化法人が農業経<br>営基盤強化促進法(昭和55年   |   |  |

|    | 金   |  | 法律第65号) に基づいて実施<br>する事業に要する経費<br>1 農地保有合理化促進事業<br>の実施のために必要な経費<br>(1) 農地保有合理化事業業<br>務費  | 財県接を大きなでは、<br>対は大水タは10/10<br>大水タは10/10<br>大きででである。<br>大きででである。<br>大きででは、<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできる。<br>大きでできるできる。<br>大きでできるできる。<br>大きでできるできるできる。<br>大きでできるできる。<br>大きでできるできるできるできる。<br>大きでできるできるできるできる。<br>大きでできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるでき | 財団法人三重県<br>農林水産支援セ<br>ンター又は市町<br>農地保有合理化<br>法人 |
|----|---|--|---|--|--|
|    |   |  | (2) 農地保有合理化事業費 2 組織体制強化のための経  | 事業費の10/10<br>以内<br>事業費の10/10   | 財団法人三重県農林水産支援センター財団法人三重県                       |
|    |   |  | 費<br>3 施設機械のリース事業に<br>係る経費  | 以内<br>事業費の1/2以<br>内  | 農林水産支援センター<br>財団法人三重県<br>農林水産支援センター            |
| 10 | 農地保有合理化<br>促進事業費補助<br>金 (県農林水産支<br>援センター推進<br>体制強化助成事<br>業) | 農地保有合理化促進<br>事業を推進し、担い<br>手の経営基盤の強化<br>を図る。  | 農地保有合理化法人が農業経営基盤強化促進法に基づいて<br>実施する推進体制強化のため<br>の事業に要する経費  | 事業費の1/4以<br>内。ただし、一<br>部の事業にあ<br>っては、10/10<br>以内   | 財団法人三重県農林水産支援センター                              |
| 11 | 就農支援資金償<br>還免除事業費補<br>助金                                    | 本県農業の多様な担い手を育成し、確保するため、青年等の<br>農業への新規参入等<br>の推進を図る。  | 就農支援資金 (研修資金) を<br>借りて本県に就農した者の当<br>該償還額を免除するために要<br>する経費<br>1 先進農家における研修<br>2 県農業大学校における研修   | 1人当たり<br>1,800千円以内<br>借入額の1/2以<br>内  | 財団法人三重県<br>農林水産支援セ<br>ンター                      |
| 12 | 農業大学校食堂<br>運営事業費補助<br>金                                     | 農業大学校生の健康<br>及び健全な食生活を<br>確保するため、食堂<br>業務の円滑な運営を<br>図る。  | 学生自治会が行う三重県農業<br>大学校の食堂運営に係る民間<br>業者への委託等に要する経費   | 事業費の1/2以<br>内  | 農業大学校学生<br>自治会                                 |
| 13 | 紀南版元気なみ<br>かんの里創生事<br>業費補助金                                 | 紀南地域の担い手の<br>減少及び遊休農地対<br>策として、次代の担<br>い手育成及び農地の<br>有効利用を総合的に<br>推進できるシステム<br>の構築を進める。                       | 紀南地域における新規就農者<br>の確保及び育成に要する経費<br>1 新規就農者の確保対策<br>就農関連情報の収集及び<br>整理、就農支援活動を企画<br>する会議の開催等に要する<br>経費<br>2 新規就農者の育成対策<br>就農に係る技術習得のた<br>めの研修ほ場の設置、研修<br>会の開催、技術習得のため<br>の研修カリキュラムの検討<br>等に要する経費 | 事業費の1/2以<br>内  | 生産者、生産者<br>団体、行政機関<br>等で構成する組<br>織等            |
| 14 | 中山間地域活性化資金利子補給補助金   | 中山間地域における<br>農畜水産物の加工流<br>通の増進、農地等農<br>業漁業資源の総合的<br>な利用及び担い手の<br>生活環境の整備を促<br>進することにより地<br>域の農業漁業の振興<br>を図る。 | 別に定める融資機関が、中山間地域農畜水産物を原料若しくは材料として使用する製造、加工若しくは販売の事業を営む者、中山間地域農業資源を公衆の保健の用に供するため施設を設置する者又は農業漁業者若しくはその組織する団体に対し、施設整備のための資金を融通し、利息   | 別に定める。   | 別に定める融資機関                                      |

| I  | I          | 1         | 1              | İ          | l I     |
|----|------------|-----------|----------------|------------|---------|
|    |            |           | を減免した場合、その減免に  |            |         |
|    |            |           | 要した経費          |            |         |
| 15 | 農家負担軽減支    | 農業者の既往債務の | 別に定める融資機関が、農業  | 別に定める。     | 別に定める融資 |
|    | 援特別資金利子    | 負担軽減を図り、農 | 経営改善推進計画に沿って経  |            | 機関      |
|    | 補給補助金      | 業経営の改善を促進 | 営を図る農業者に対し、営農  |            |         |
|    |            | し、効率的かつ安定 | 負債の借換えのための資金を  |            |         |
|    |            | 的な経営体の育成を | 融通し、利息を減免した場合、 |            |         |
|    |            | 図る。       | その減免に要した経費     |            |         |
| 16 | 農業経営改善促    | 認定農業者に対し農 | 三重県信用農業協同組合連合  | 別に定める。     | 三重県信用農業 |
|    | 進資金融通事業    | 業経営改善計画に沿 | 会が、三重県農業信用基金協  |            | 協同組合連合会 |
|    | 費補助金       | った経営改善を図る | 会に対し、三重県農業信用基  |            |         |
|    |            | ための運転資金を融 | 金協会に造成する農協等融資  |            |         |
|    |            | 通し、経営感覚に優 | 機関の貸付目標額の8分の1に |            |         |
|    |            | れた効率的かつ安定 | 相当する額(県低利預託基金) |            |         |
|    |            | 的な経営体の育成を | を融通した場合、その利息相  |            |         |
|    |            | 図る。       | 当額の経費          |            |         |
| 17 | 農業経営基盤強    | 認定農業者が、農業 | 農業経営基盤強化資金を借り  | 別に定める。     | 市町      |
|    | 化資金利子補給    | 経営改善計画に沿っ | 入れた認定農業者の利子負担  |            |         |
|    | 補助金        | た経営改善を図るた | の軽減を図るため、別に定め  |            |         |
|    |            | めに借り入れた農業 | る利子補給を行う事業に対   |            |         |
|    |            | 経営基盤強化資金に | し、市町が補給するのに要し  |            |         |
|    |            | 対し、利子負担を軽 | た経費            |            |         |
|    |            | 減し、経営感覚に優 |                |            |         |
|    |            | れた効率的かつ安定 |                |            |         |
|    |            | 的な経営体の育成を |                |            |         |
|    |            | 図る。       |                |            |         |
| 18 | 産学官連携普及    | 県、全農みえ及びJ | 消費者ニーズ把握のための市  | 事業費の 10/10 | 全国農業協同組 |
|    | 事業         | A中央会が連携し、 | 場調査、消費者動向調査等の  | 以内         | 合連合会三重県 |
|    |            | トマト及びイチゴの | 産地の体制整備活動に要した  |            | 本部又は三重県 |
|    |            | 技術課題並びに産地 | 経費             |            | 農業協同組合中 |
|    |            | の体制整備に取り組 |                |            | 央会      |
|    |            | み、産地の構造改革 |                |            |         |
|    | lua tau fi | を図る。      |                |            |         |
| 19 | 新規参入希望者    | 農業経営体の事業拡 | 農業経営体が新規就業者をト  | 300 千円以内   | 別に定める。  |
|    | トライアル雇用    | 大等による試行的な | ライアル雇用する場合に必要  |            |         |
|    | 支援事業費補助    | 雇用を円滑に進め、 | な経費            |            |         |
|    | 金          | 経営確立と雇用の定 |                |            |         |
|    |            | 着化を図る。    |                |            |         |
| 20 | 企業参入促進支    | 企業が農業へ参入  | 企業が新たに農業分野に参入  |            | 別に定める。  |
|    | 援事業費補助金    | し、新たな雇用を進 | し、又は既に参入している企  | り 10 千円    |         |
|    |            | めるために必要な農 | 業が規模を拡大し、新たな雇  |            |         |
|    |            | 地の提供を進める。 | 用を進めるために必要な農地  |            |         |
|    |            |           | 集約を促進するための経費   |            |         |
| 21 | 水田営農システ    | 担い手への面的な農 | 市町等が行う農地確保・利用  | 別に定める。     | 県担い手育成総 |
| 1  | ム高度化事業費    | 地集積を促進し、水 | 支援事業に要する経費     |            | 合支援協議会  |
|    | 補助金        | 田営農システムの確 |                |            |         |
|    |            | 立と担い手の経営基 |                |            |         |
|    |            | 盤の強化を図る。  |                |            |         |

# (4) マーケティング室関係

| 区分 | (A)<br>補助金等の名<br>称<br>みえの安心食材<br>表示制度確立事<br>業費補助金 | (B)<br>補助金等の交付の<br>目 的<br>県内産農産物等の表<br>示制度の円滑な運営<br>を図る。 | (C)<br>補助事業等の内容<br>財団法人三重県農林水産支援<br>センターが行う次の事業に要する経費<br>1 表示制度の運営<br>2 表示制度の普及啓発<br>3 備品の購入<br>4 その他事業実施に当たって必要な事項 | (D)<br>補助額又は補助(交付)率<br>事業費の3/10<br>以内 | (E)<br>補助対象者<br>財団法人三重県<br>農林水産支援センター    |
|----|---|--|---|---------------------------------------|--|
| 2  | 食育推進支援事<br>業費補助金                                  | 食事バランスガイド<br>等の普及及び活用の<br>促進並びに教育ファ<br>ームの取組への支援         | 市町等が行う次の事業に要する経費<br>1 食育総合展示会等の開催<br>2 食育推進リーダーの育成  | 事業費の1/2以<br>内                         | 市町、農業協同<br>組合、農業協同<br>組合中央会、農<br>業協同組合連合 |

|   |                             | により、地域における食育の推進を図る。  | 及び活動の促進 3 地域版食事バランスガイドの策定、普及及び活用の促進 4 「教育ファーム推進計画」の策定及び「教育ファーム」の優良事例の情報提供等の促進   |                | 会、消費生活協<br>同組合又は特認<br>団体  |
|---|-----------------------------|--|---|----------------|---|
| 3 | 地産地消推進支援事業費補助金              | 地産地消の推進により、地域内農畜産物の販路及び需要の拡大を図る。   | 市町等が行う次の施設の整備<br>に要する経費<br>1 農産物処理加工施設<br>(1) 加工施設<br>(2) 直売施設<br>(3) 交流施設<br>2 畜産物処理加工施設<br>(1) 畜産物加工施設<br>(2) 畜産物直売施設<br>(3) 交流施設 | 事業費の1/2以<br>内  | 市町、農業協同<br>組合・農業協同<br>組合・連合を表し、<br>組合・連合を表し、<br>を表し、<br>と、<br>、、、<br>、、、、<br>、、、、、<br>、、、、、、、、、、、、、、、、、、  |
| 4 | 首都圈市場流通<br>拠点整備運営事<br>業費補助金 | 首都圏における県産<br>農林水産物等の流通<br>拠点及び卸機能の整<br>備等を図る。                                      | 首都圏における県産農林水産<br>物等の販売拡大を図るための<br>卸機能を有した流通拠点の整<br>備及びその運営に要する経費  | 別に定める。         | 別に定める。  |
| 5 | 農商工連携機会創出事業費補助金             | 地域の商店街等を舞<br>台に、農林漁業者及<br>び商工事業者が連携<br>し、地域食材を活用<br>した新たなサービス<br>の創出に向けた検討<br>を行う。 | 農林漁業者の組織等が行う農<br>商工の面的連携による実践の<br>場づくりに要する経費  | 事業費の 1/2<br>以内 | 農林漁業者の組<br>織、電工事業域<br>の組織、取り<br>はにに、市町は<br>で<br>で<br>は<br>で<br>は<br>に<br>に<br>で<br>は<br>は<br>に<br>に<br>で<br>は<br>は<br>に<br>に<br>い<br>ま<br>り<br>は<br>に<br>い<br>ま<br>り<br>は<br>に<br>い<br>ま<br>う<br>は<br>ら<br>は<br>ら<br>は<br>ら<br>た<br>ら<br>は<br>ら<br>ら<br>ら<br>ら<br>ら<br>ら<br>ら<br>ら<br>ら<br>ら<br>ら |

## (5) 農産物安全室関係

|    | (A)      | (B)         | (C)             | (D)       | (E)     |
|----|----------|-------------|-----------------|-----------|---------|
| 区分 | 補助金等の    | 補助金等の交付の    | 補 助 事 業 等 の 内 容 | 補助額又は補    | 補助対象者   |
|    | 名 称      | 目 的         |                 | 助(交付)率    |         |
| 1  | 総合的病害虫•雜 | 総合的病害虫・雑草   | IPM実践指標に基づいた防   | 事業費の1/2以  | 農業協同組合又 |
|    | 草管理(IPM) | 管理 (IPM) 実践 | 除を実践する地域の育成を目   | 内         | は知事が適当と |
|    | 実践地域育成事  | 地区を育成し、効率   | 的とした研修会の開催及び実   |           | 認める団体   |
|    | 業費補助金    | 的かつ効果的で、農   | 証ほの設置等に要する経費    |           |         |
|    |          | 薬環境リスクを低減   |                 |           |         |
|    |          | した病害虫防除技術   |                 |           |         |
|    |          | の確立及び普及を図   |                 |           |         |
|    |          | る。          |                 |           |         |
| 2  | 卸売市場施設整  | 卸売市場施設の整備   | 地方卸売市場を開設する地方   | 事業費の 1/3  | 地方公共団体、 |
|    | 備事業費補助金  | により、生鮮食料品   | 公共団体等が行う次に掲げる   | 以内(一部事業   | 事業協同組合等 |
|    |          | 等の流通安定化及び   | 事業に要する経費        | 費の 4/10 以 |         |
|    |          | 品質管理の高度化を   | 1 卸売市場活性化等事業    | 内)        |         |
|    |          | 図る。         | 2 地方市場施設整備      |           |         |
| 3  | みえの農産物安  | 農業生産工程管理手   | GAPの策定及び実践を推進   | 事業費の 1/2  | 市町、農業協同 |
|    | 全・安心GAP実 | 法(以下「GAP」   | するために行う次に掲げる事   | 以内        | 組合、営農団体 |
|    | 践事業費補助金  | という。) の県内産地 | 業に要する経費         |           | 又は特認団体  |
|    |          | 全体へ普及拡大を図   | 1 GAP推進協議会の開催   |           |         |
|    |          | る。          | 2 GAPの策定        |           |         |
|    |          |             | 3 研修会の開催        |           |         |
|    |          |             | 4 調査等の実施        |           |         |

# (6) 農畜産室関係

|    | (A)      | (B)       | (C)           | (D)        | (E)     |
|----|----------|-----------|---------------|------------|---------|
| 区分 | 補助金等の    | 補助金等の交付の  | 補助事業等の内容      | 補助額又は補     | 補助対象者   |
|    | 名 称      | 目 的       |               | 助(交付)率     |         |
| 1  | 米・麦・大豆生産 | 安全かつ高品質で、 | 稲、麦及び大豆を中心とした | 事業費又は間     | 市町、農業協同 |
|    | 総合対策事業費  | 安定した食糧供給を | 地域農業生産システムの確立 | 接補助事業費     | 組合、営農集団 |
|    | 補助金      | 行うため、経営体育 | を図るため、市町、農業協同 | の 1/2 以内。た | 等       |
|    |          | 成、新技術及び新品 | 組合等が実施する機械施設等 | だし、地域の準    |         |
|    |          | 種の導入の推進、消 | の整備等を行う事業に要する | 基幹的施設で     |         |
|    |          |           |               |            |         |

| 平成21年5月19日                    | Ξ  | 重県公報  |  | 第 2087 号                              |
|-------------------------------|--|---|--|---------------------------------------|
|                               | 費動向の把握、生産<br>基盤の整備等に通い<br>り、生産から流域などで<br>地体<br>もの確立を図<br>る。                        | 経費  | あ同あ費助4/イ及と施廃燥産工処附に係あ費助以一一事接の同あ費助以る育っ又事0 スびし設じ調物施理帯基るっ又事内エに業補1/利っ又事内格施は間業内ンを集建施後処副施避経では業カレあ費助2 用ては業の設事接費、タ対出、、の理産設並事等事接 1トーては業、械事接 1/4 の設事接費、タ対出、、の理産設立事等事接 1トーては業、械事接 1/4 共に業補のラー象荷集乾生加物、びにに業補/3リタは間費共に業補/3  |                                       |
| 2 指定野菜価格安定対策事業費補助金            | 指定野菜の価格補て<br>んに必要な基金を造成し、野菜農家の経<br>営安定及び野菜供給<br>の安定を図る。                            | 独立行政法人農畜産業振興機<br>構が、三重県内の指定産地に<br>対して価格補てんを行うた<br>め、その資金を造成すること<br>に対して、社団法人三重県青<br>果物価格安定基金協会が納付<br>する経費                         | 事業費の 1/2 以内  | 社団法人三重県<br>青果物価格安定<br>基金協会            |
| 3 特定野菜等供給 産地育成価格差 補給事業費補助 金   | 指定野菜に準ずる野菜(特定野菜)等の<br>価格補てんを行うこ<br>とにより、農家経営<br>の安定及び野菜供給<br>の安定を図る。               | 社団法人三重県青果物価格安<br>定基金協会が価格補てんのた<br>めの資金を造成するのに要す<br>る経費  | 事業費の 1/3<br>以内   | 社団法人三重県<br>青果物価格安定<br>基金協会            |
| 4 輸入急増農産物<br>対応特別対策事<br>業費補助金 | 輸入急増野菜を対象<br>として、輸入野菜に<br>対抗し得る産地を育<br>成するため、低コス<br>ト化、契約取引の推<br>進、高付加価値化等<br>を図る。 | 輸入の増加により影響を受けている、ねぎ、トマト等の野菜について、低コスト化、高付加価値化等の構造改革を行うための産地強化条件整備事業に要する経費  | 事業費の 1/2<br>以内   | 市町、農業協同<br>組合連合会、農<br>業協同組合、営<br>農集団等 |
| 5 コミュニティー 畜産堆肥リサイクル推進事業費 補助金  | 畜産農家及び耕種農家で強速を選集を強化して、地域住民の理解を得ながら、家畜かん堆肥を効率的に利用する体制の確立を図る。                        | 市町等が行う次に掲げる事業<br>に要する経費<br>1 土壌診断及び堆肥流通活<br>動支援事業<br>2 家畜ふん堆肥ストックヤード整備支援事業<br>3 家畜ふん堆肥利用促進機<br>械整備支援事業<br>4 未利用資源利用促進機械<br>整備支援事業 | 事業費又は<br>事業 サリカ<br>事業 サリカ<br>まます。<br>は業 サリカ<br>まます。<br>は まます。<br>まます。<br>は まます。<br>まます。<br>は まます。<br>まます。<br>は まます。<br>ままず。<br>は ままず。<br>は ままず。<br>ままず。<br>は ままず。<br>は ままず。<br>は ままず。<br>ままず。<br>は ままず。<br>は ままず | 市町、農業協同組合、営農組織等                       |

| 7-20- | 10/3.01                     | _   | -  |  | ) s =00.                   |
|-------|-----------------------------|---|--|--|----------------------------|
| 6     | 自給飼料増産対策事業費補助金              | 自給飼料の増産を推進するため、は自治局料の増産を指制を設定を強力を強力を強力を強力を強力を強力を対している。<br>自給飼料基盤の地化体制の<br>本な飼料生産連携拡大の<br>を関連がある。<br>を関連がある。<br>を関連がある。<br>は、必要なが、収立<br>は、必要なが、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは | 市町が行う次の事業に要する<br>経費及び農業協同組合、営農<br>集団等が行う次の事業につき<br>市町が補助するのに要する経<br>費<br>1 推進事業<br>2 条件整備事業<br>(1) 作付条件整備<br>(2) 飼料作物等生産利用施<br>設機械整備<br>(3) 混合飼料調製施設機械<br>整備<br>(4) 流通粗飼料調製施設機<br>械整備<br>3 2の市町附帯事務費 | 事業費又は間接補助事業費の1/2以内   | 市町                         |
| 7     | 肉用子牛生産者<br>積立金助成事業<br>費補助金  | 肉用子牛生産者補給<br>金制度の推進を図<br>る。   | 県内肉用子牛生産者の肉用子<br>牛に係る生産者積立金の積立<br>に要する経費   | 事業費の 1/4<br>以内   | 社団法人三重県<br>畜産協会            |
| 8     | 果実生産振興対策事業費補助金              | うんしゅうみかんの<br>需給調整のための計<br>画的な生産出荷対策<br>及び果樹経営の安定<br>対策を実施するた<br>め、基金の造成を図<br>る。   | 社団法人三重県青果物価格安<br>定基金協会が行う次に掲げる<br>事業に充当するための基金の<br>造成に要する経費<br>1 計画生産出荷促進対策基<br>金造成事業<br>2 緊急需給調整特別対策事<br>業  | 事業費の 1/10<br>以内<br>事業費の 1/4<br>以内  | 社団法人三重県<br>青果物価格安定<br>基金協会 |
| 9     | 家畜排せつ物利<br>活用施設整備事<br>業費補助金 | 循環型社会の構築及び地球温暖を化対策に対応し、家性性資化に対応の有機性アンスをいいが、<br>が等のの有機性アンスをいいが、<br>でいて、本ルギー源とはての有効利用を促進し、環境と調和のとれた資源循環型農業の確立を図る。   | 家畜排せつ物の適正な処理利<br>用及び地域の有機性資源の有<br>効利用を推進するため、家畜<br>排せつ物処理施設等の周辺施<br>設及び共同利用機械の整備に<br>要する経費   | 事業費の 1/2以内   | 市町、農業協同<br>組合、営農集団<br>等    |
| 10    | 茶花き生産振興<br>対策事業費補助<br>金     | 三重の特産品目である茶及び花きのブランド化並びに産地再生による供給体制の確立を図る。  | 市町、農業協同組合又は営農<br>集団が行う次に掲げる事業に<br>要する経費<br>1 小規模土地基盤整備事業<br>2 共同利用施設整備事業<br>3 共同利用機械整備事業<br>4 1から3までの市町附帯事<br>務費   | 事業費又は間費<br>要業舗が1/2費事内は業舗が1/2費事内は業舗が1/2費事の1/2費事の1/2費事業額ができます。<br>事業補が1/2 大の事業ができます。<br>1/2 以内 | 市町、農業協同<br>組合、営農集団<br>等    |
| 11    | 新たな需給調整システム確立推進事業費補助金       | 生産調整方針の適切<br>な運用に関する助言<br>及び指導を行い、<br>業者及び農業者団体<br>が主体となる需給調<br>整システムへ円滑に<br>移行させる。   | 市町が実施する米の需要量に<br>関する情報提供、地域水田農<br>業推進協議会(市町、農業協<br>同組合等)が実施する生産調<br>整の実施状況の確認及び水稲<br>生産実施計画書の電算処理等<br>の業務に係る経費   | 定額   | 市町                         |
| 12    | 果樹生産総合対策事業費補助金              | 果樹産地において、<br>低コスト、高品質生<br>産の推進等のための<br>施設整備を支援し、<br>産地の体質強化を図<br>る。   | 果樹産地における低コスト、<br>高品質生産の推進等のための<br>施設整備に要する経費   | 事業費の 1/2 以内  | 市町、農業協同<br>組合、営農集団<br>等    |
| 13    | 野菜生産振興対<br>策事業費補助金          | 野菜産地において、<br>低コスト、高品質生  | 野菜産地における低コスト、<br>高品質生産の推進等のための   | 事業費の 1/2<br>以内   | 市町、農業協同<br>組合、営農集団         |

|    |                                     | 産の推進等のための<br>施設整備を支援し、<br>産地の体質強化を図   | 施設整備に要する経費   |                | 等                             |
|----|-------------------------------------|---|--|----------------|-------------------------------|
| 14 | 契約指定野菜価格安定対策事業費補助金                  | る。<br>加工及び業務用への<br>対応として、契約取<br>引される指定野薬業の<br>対象とすることは<br>り、農家の経営及び<br>野菜供給の安定を図<br>る。  | 独立行政法人農畜産業振興機<br>構が、三重県内の指定産地に<br>契約取引による価格補てんを<br>行うための資金を造成するこ<br>とに対し、社団法人三重県青<br>果物価格安定基金協会が納付<br>する経費         | 事業費の 1/4<br>以内 | 社団法人三重県<br>青果物価格安定<br>基金協会    |
| 15 | 契約特定野菜価格安定対策事業費補助金                  | 加工及び業務用への対応として、契約取引される特定野事業の研象とすることは多い、農家の経営及び野菜供給の安定を図る。   | 社団法人三重県青果物価格安<br>定基金協会が、契約取引によ<br>る価格補てんを行うための資<br>金を造成するのに要する経費   | 事業費の 1/3以内     | 社団法人三重県<br>青果物価格安定<br>基金協会    |
| 16 | 原油価格高騰対<br>応施設園芸省エ<br>ネルギー推進補<br>助金 | 原油価格高騰に耐え<br>得る体制を整備し、<br>産地競争力の強化を<br>図る。  | 温室のエネルギー利用効率を<br>高め、加温用燃油の使用量を<br>低減するために必要な省エネ<br>ルギー化の取組に要する経費   | 事業費の 1/2<br>以内 | 市町、農業協同<br>組合又は営農集<br>団       |
| 17 | 三重県産麦大豆フードチェーン推進事業費補助金              | 需要に応じた麦及び<br>大豆の生産を進め、<br>安定的な供給体制を<br>確立し、需要拡大及<br>び経営の安定を図<br>る。  | 麦作及び大豆作の共励会に係<br>る調査の実施並びに新技術の<br>普及等の品質及び生産性の向<br>上を推進するための啓発活動<br>に要する経費   | 事業費の 1/2以内     | 全国農業協同組 合連合会三重県 本部            |
| 18 | 三重の米シェアアップ推進事業費補助金                  | みえの米のシェスの<br>来のするに、<br>とくくに、<br>い米プトはいた<br>を<br>大が、<br>とくくにを<br>が<br>で<br>たが、<br>ととく<br>にいれて<br>が<br>たが、<br>にいた<br>を<br>を<br>たが、<br>といった<br>と<br>と<br>で<br>たが、<br>にいた<br>を<br>たが、<br>にいた<br>を<br>たが、<br>にいた<br>を<br>たが、<br>にいた<br>たが、<br>にいた<br>たが、<br>にいた<br>たが、<br>にいた<br>たが、<br>にいた<br>たが、<br>にいた<br>たが、<br>にいた<br>たが、<br>にいた<br>にいた<br>にいた<br>にいた<br>にいた<br>にいた<br>にいた<br>にいた<br>にいた<br>にいた | 県民の多様な要望に対応した<br>米づくり、生産者の思いを県<br>民に伝える米流通体制の整備<br>及び「三重の米づくり」に対<br>する愛着づくりに取り組む生<br>産者団体、販売業者等が一体<br>となった活動に要する経費 | 事業費の 1/2<br>以内 | 生産者団体又は<br>米穀販売業者等<br>で組織する団体 |
| 19 | 養豚生産施設整備事業費補助金                      | 豚肉生産基盤の強化<br>のため、省力化及び<br>生産コスト低減によ<br>る生産性の向上を図<br>る。  | 豚肉の新生産システムの実証<br>等を行うため、養豚飼養管理<br>施設の整備に要する経費  | 事業費の 1/2<br>以内 | 市町、農業協同<br>組合、営農集団<br>等       |
| 20 | 伊勢茶リフレッシュ支援対策事<br>業費補助金             | 茶園のリフレッシュ<br>活動を支援すること<br>により、産地競争力<br>の強化を図る。  | 1 茶園の改植、新植時にお<br>ける担い手への集積、環境<br>配慮技術の導入等に要する<br>経費<br>2 優良品種の導入等に要す<br>る経費  | 事業費の 1/2 以内    | 市町、農業協同<br>組合、営農集団<br>等       |
| 21 | 伊勢茶経営安定<br>緊急対策事業費<br>補助金           | 伊勢茶の新たな販路<br>を積極的に確保する<br>ことにより、伊勢茶<br>経営安定を図る。   | 伊勢茶の新たな販路を積極的<br>に確保するために必要な活動<br>に要する経費   | 事業費の 1/2<br>以内 | 販路拡大に意欲<br>的な事業者グル<br>ープ等     |
| 22 | 首都圏での花き<br>花木流通拡大促<br>進補助金          | 首都圏で情報発信に<br>より県産花き花木の<br>流通拡大により、産<br>地競争力の強化を図<br>る。  | 首都圏で情報発信により県産<br>花き花木の流通拡大を図るた<br>めに必要な活動等に要する経<br>費   | 事業費の 1/2<br>以内 | 市町、農業協同<br>組合、営農集団<br>等       |
| 23 | 知的財産活用産<br>地再生モデル事<br>業費補助金         | 個性的な種苗、生産<br>システム等知的財産<br>を活用した産地再生<br>活動を支援すること  | 知的財産を活用した産地再生<br>に係る生産改善活動、マーケ<br>ティング活動等に要する経費  | 事業費の 1/2<br>以内 | 市町、農業協同<br>組合、営農集団<br>等       |

| ı  | I                       | 1                  | 1                             | 1                | I I  |
|----|-------------------------|--------------------|-------------------------------|------------------|--|
|    |                         | により、産地競争力          |                               |                  |  |
|    |                         | の強化を図る。            |                               |                  |  |
| 24 | 紀南版元気なみ                 | 優良品種への転換促          | かんきつを核とした紀南地域                 | 事業費の1/2以         | 紀南地域の市                                     |
|    | かんの里創生事                 | 進対策、新商品づく          | の活性化を図るため、行政、                 | 内                | 町、生産者団体                                    |
|    | 業費補助金                   | り支援対策、産業観          | 生産者団体等が一体となった                 |                  | 等で構成する団                                    |
|    |                         | 光の体制整備対策等          | 活動に要する経費                      |                  | 体  |
|    |                         | の活動を通じて、か          | 1 優良品種への転換促進対                 |                  |  |
|    |                         | んきつを核とした紀          | 策                             |                  |  |
|    |                         | 南地域の活性化を図          | 2 新商品づくり支援対策                  |                  |  |
|    |                         | る。                 | 3 産業観光の体制整備対策                 |                  |  |
| 25 | 市場機能強化対                 | 卸売市場における食          | 株式会社三重県四日市畜産公                 | 間接補助事業           | 四日市市                                       |
|    | 策事業費補助金                 | 肉の円滑な流通及び          | 社が行う次に掲げる事業につ                 | 費の 1/2 以内        |  |
|    |                         | 適正な価格形成を確          | き、四日市市が補助するのに                 |                  |  |
|    |                         | 保し、市場業務の充          | 要する経費                         |                  |  |
|    |                         | 実を図る。              | 1 高品質食肉生産拡大対策                 |                  |  |
|    |                         |                    | 事業                            |                  |  |
|    |                         |                    | 2 食肉出荷促進対策事業                  |                  |  |
|    |                         |                    | 3 食肉流通促進対策事業                  |                  |  |
|    |                         |                    | 4 経営対策事業                      |                  |  |
| 26 | 食肉処理施設再                 | O-157 等細菌汚染の       | 平成 11 年度から平成 13 年度            | 事業費の 1/4         | 四日市市                                       |
|    | 整備事業費補助                 | ない安全な食肉の流          | までに施設再整備を行った事                 | 以内               |  |
|    | 金                       | 通を確保するため、          | 業費に係る市債(元金及び利                 |                  |  |
|    |                         | 基幹食肉処理施設で          | 子支払)の償還に要する経費                 |                  |  |
|    |                         | ある四日市市食肉セ          |                               |                  |  |
|    |                         | ンターの再整備を図          |                               |                  |  |
|    | A . I. In am II. an III | る。                 | III. IS A LL                  | -t- site -th     |  |
| 27 | 食肉処理施設維                 | 県南部地域の基幹食          | 株式会社三重県松阪食肉公社                 | 事業費の 1/2         | 株式会社三重県                                    |
|    | 持対策事業費補                 | 肉処理施設として松          | が行う次に掲げる事業に要す                 | 以内               | 松阪食肉公社                                     |
|    | 助金                      | 阪牛等食肉の生産流          | る経費                           |                  |  |
|    |                         | 通を支える松阪食肉          | 1 施設維持対策事業                    |                  |  |
|    |                         | 流通センターの安定          | 2 経営対策事業                      |                  |  |
|    |                         | した運営の確保を図          | 3 衛生対策事業                      |                  |  |
| 28 | みえの安全・安心                | る。 みえの安全安心農業       | みえの安全安心農業の実践活                 | 事業費の 1/2         | 農地の利用権を                                    |
| 40 | 農業実践モデル                 | の実践活動を支援す          | 動を支援することにより、県                 | 事業質の 1/2<br>  以内 | 展地の利用権を<br>有する者を含む                         |
|    | 展来 美践モアル 産地育成事業費        | の美域値動を又振りることにより、県民 | 野を又振りることにより、原   民とともに支え合う地域密着 | Wr1              | 実践組織                                       |
|    | 補助金                     | とともに支え合う地          | 型のモデル産地を育成活動に                 |                  | 大 レス / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / |
|    | 加奶亚                     | 域密着型のモデル産          | 要する経費                         |                  |  |
|    |                         | 地を育成する。            | 女 / 心/性具                      |                  |  |
|    | l                       | LE C HAN 1 20      |                               |                  |  |

別表(7)の表を削る。

別表(8)の表第2号の項(B)の欄から(D)の欄までを次のように改める。

| 土地改良施設の維持 | 1 土地改良施設の点検診断 | 事業費の10/10以  |
|-----------|---------------|-------------|
| 管理を適正化し、土 | 及び指導等を行うのに要す  | 内           |
| 地改良事業の円滑な | る経費           |             |
| 推進を図るととも  | 2 三重県土地改良事業団体 | 事業費の 55/100 |
| に、土地改良区等が | 連合会が配置する操作指導  | 以内          |
| 管理するダム、頭首 | 技術者、電気主任技術者等が |             |
| 工、排水機場等の基 | 行う基幹的水利施設の操作、 |             |
| 幹的水利施設の技術 | 運転、日常点検、定期点検等 |             |
| 管理の充実、施設の | の濃密な指導に要する経費  |             |
| 保全及び災害防止を | 3 2の事業に要する事務  | 事業費の1/2以内   |
| 図る。       |               |             |

別表(8)の表に次のように加え、同表を別表(7)の表とする。

| 6 | 土地改良施設緊急 | ため池の緊急点検  | 土地改良施設の緊急点検及び | 事業費の 10/10 | 三重県土地改良 |
|---|----------|-----------|---------------|------------|---------|
|   | 点検事業費補助金 | を実施し土地改良  | 安全指導を行うのに要する経 | 以内(安全指導    | 事業団体連合会 |
|   |          | 事業の円滑な推進  | 費             | 事業にあって     |         |
|   |          | を図るとともに、施 |               | は事業費の      |         |
|   |          | 設管理の技術指導  |               | 55/100 以内、 |         |
|   |          | 及び点検整備を行  |               | 同事業事務費     |         |
|   |          | い、未然に災害を防 |               | にあっては事     |         |
|   |          | 止する。      |               | 業費の 1/2 以  |         |
|   |          |           |               | 内)         |         |

別表(9)の表第6号の項(C)の欄中「麦・大豆づくりスケールアップ事業」を「麦及び大豆づくりスケールア

ップ事業」に改め、同表中第 12 号の項及び第 13 号の項を削り、第 14 号の項を第 12 号の項とし、同表第 15 号の 項(C)の欄中「工事費関係」を「工事費関係の事業」に、「推進費関係」を「推進費関係の事業」に改め、同項 を同表第13号の項とし、同表中第16号の項を第14号の項とし、第17号の項を第15号の項とし、同表に次のよ うに加え、同表を別表(8)の表とする。

| 10 | 6 農業水利施設管理 | 農業水利施設を管  | 次に掲げる経費       |             |    |
|----|------------|-----------|---------------|-------------|----|
|    | 体制づくり緊急支   | 理する土地改良区  | 1 多面的機能を発揮するた | 事業費の 75/100 | 市町 |
|    | 援事業費補助金    | において、地域住民 | めに地域住民が参加して行  | 以内          |    |
|    |            | と連携した持続可  | う、水路施設の改修、管理道 |             |    |
|    |            | 能な管理体制の構  | 路路面補修等の活動に要す  |             |    |
|    |            | 築を図る。     | る経費           |             |    |
|    |            |           | 2 1の事業に要する事務費 | 事業費の 1/2 以  | 市町 |
|    |            |           |               | 内           |    |

## 别

| 事業費又は間接補                              |   |
|---------------------------------------|---|
| 助事業費の 55/100                          |   |
| 以内                                    |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
| 事業費又は間接補                              |   |
| 助事業費の 55/100                          |   |
| 以内                                    |   |
|                                       |   |
| 事業費又は間接補                              |   |
| 助事業費の 55/100                          |   |
| 以内                                    |   |
| ************************************* |   |
|                                       |   |
| 以内                                    |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
| <br> 事業費又は間接補                         |   |
| 助事業費の 55/100 を                        |   |
| 以内                                    |   |
| 事業費又は間接補                              |   |
| 助事業費の 55/100                          |   |
| 以内                                    |   |
|                                       |   |
|                                       |   |
| 事業費又は間接補                              |   |
| 助事業費の 55/100                          |   |
| 以内                                    |   |
| 事業費又は間接補                              |   |
| 助事業費の 55/100                          |   |
| 以内                                    |   |
| 事業費又は間接補                              |   |
|                                       | 以内<br>事業費の 55/100<br>以内<br>事事事内<br>業事事内<br>業事事内<br>業事事内<br>業事事内<br>業事事内<br>業事事内<br>要費<br>な 55/100<br>以内<br>事業費<br>な 55/100<br>以内<br>事業費<br>な 55/100<br>は間接補<br>は間接が<br>をを<br>をを<br>をを<br>をを<br>をを<br>をを<br>をを<br>をを<br>の 55/100<br>の 55/100<br>の 55/100<br>の 55/100<br>の 55/100<br>の 20<br>の 55/100<br>の 35/100<br>の 35/100 |

| ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,   |                                 | Δ TIX |
|---|---------------------------------|-------|
| 設   | 助事業費の 55/100                    |       |
| ア 高齢者・女性等地域住民   | 以内                              |       |
| 活動・生活支援促進機械施  |                                 |       |
| 設   |                                 |       |
| イ 健康管理等情報連絡施設   |                                 |       |
| (12) 農地等補完保全整備  | <br>  事業費又は間接補                  |       |
| 小規模農林地等保全整備   | 助事業費の 55/100                    |       |
|   | 以内                              |       |
| <br>  (13)   創意工夫発揮事業   | 事業費又は間接補                        |       |
|   | 助事業費の 55/100                    |       |
|   | 以内                              |       |
| <br>  (14) 農山漁村活性化施設整備  | 事業費又は間接補                        |       |
| 附帯事業  | <br>  助事業費の 5/10 以              |       |
|   | 内                               | J     |
| 「「(3) 新規就業者技術習得管理施  | -<br>  事業費又は間接補                 | · -   |
| 設   | 助事業費の 55/100                    |       |
|   | 以内                              |       |
| (4) 簡易給排水施設   | 事業費又は間接補                        |       |
| ア 簡易給水施設  | 助事業費の 55/100                    |       |
| イの簡易排水施設  | 以内                              |       |
| (5) 農林漁業体験施設  | 事業費又は間接補                        |       |
|   | 助事業費の 55/100                    |       |
|   | 以内                              |       |
| (6) 自然環境等活用交流学習施  | 事業費又は間接補                        |       |
| 設   | 助事業費の 55/100                    |       |
| ア 農山漁村体験施設  | 以内                              |       |
| イ 自然環境保全及び活用施   |                                 |       |
| 設   |                                 |       |
| ウ 教養文化及び知識習得施   |                                 |       |
| 設   |                                 |       |
| (7) 地域資源活用起業支援施設  | 事業費又は間接補                        |       |
|   | 助事業費の 55/100                    |       |
|   | 以内                              |       |
| (8) 総合鳥獣被害防止施設  | 事業費又は間接補                        | に改め、  |
|   | 助事業費の 55/100                    |       |
|   | 以内                              |       |
| (9) 地域資源循環活用施設  | 事業費又は間接補                        |       |
| アリサイクル施設  | 助事業費の 55/100                    |       |
| イ 自然及び資源活用施設  | 以内                              |       |
| (10) 地域住民活動支援促進施  | 事業費又は間接補                        |       |
| 設っていれる。   | 助事業費の 55/100                    |       |
| ア高齢者及び女性等地域住  | - · · ·                         |       |
| 民活動及び生活支援促進機  |                                 |       |
| 械施設   イ 健康管理等情報連絡施設   イ 健康管理等情報連絡施設   オール・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・ |                                 |       |
| イ 健康管理等情報連絡施設<br>(11) 農地等補完保全整備   | 事業費又は間接補                        |       |
| 小規模農林地等保全整備   | 事業賃 X は 同 接 備<br>助 事業費 の 55/100 |       |
| /1.75亿天辰小地 守 体 土 定 "  | 以内                              |       |
| (12) 創意工夫発揮事業   | 事業費又は間接補                        |       |
| (14) 加瓜上八元]平ず木  | 助事業費の 55/100                    |       |
| 1   | ウ/ 尹 本貝 シ/ 00/ 100              | I     |

(13) 農山漁村活性化施設整備 附帯事業 以内 事業費又は間接補 助事業費の 5/10 以 以内

同表の表第3号の項(C)の欄中

「|イ 廃校・廃屋等改修交流施 | 設

- ウ 農林漁業体験施設
- |エ 自然環境保全・活用施設|」

「 イ 廃校、廃屋等改修交流施 設

- ウ 受入機能強化施設
- 工 農林漁業体験施設
- オ 自然環境保全及び活用施 設
- 力 宿泊体験活動受入拠点施 設

に、「ウ 自然環境保全・活用施設」を「ウ 自然環境保全及び活用施設」

に、「教養文化・知識習得施設」を「教養文化及び知識習得施設」に改め、同表中第12号の項を削り、第11号の項を第12号の項とし、第10号の項を第11号の項とし、第9号の項を第10号の項とし、第8号の項(C)の欄及び(D)の欄を次のように改め、同項を第9号の項とする。

1 農業集落におけるし尿、生 活雑排水等の汚水、汚泥又は 雨水を処理する施設の整備 に要する経費 2 1 の事業に要する市町附帯 事務費 3 農業集落排水維持適正化事 業に要する経費 4 低コスト型農業集落排水施 設更新支援事業に要する経 費

別表(10)の表中第7号の項を第8号の項とし、第6号の項(B)の欄から(E)の欄までを次のように改め、同項を第7号の項とする。

次に掲げる事業に要する経費 農村地域における農 事業費又は間接補助事 市町、土地改良区、 業生産基盤及び生活 1 農業生産基盤整備事業 環境の整備を総合的 2 生活環境整備事業 業費の 65/100 以内 農業協同組合又は に実施し、地域の振 ただし、5 については 知事が適当と認め 3 市町村創造型整備事業 興を図る。 実施計画策定事業 事業費又は間接補助事 る団体 4 知事が適当と認め 農村総合整備推進事業 業費の 100/100 以内と する。 る団体 6 1から3までの事業に要す 事業費の 1/2 以内 市町 る市町附帯事務費

別表(10)の表中第5号の項(B)の欄から(D)の欄までを次のように改め、同項を第6号の項とする。

中山間地域における 次に掲げる事業に要する経費 農業生産基盤及び農 農業生産基盤整備事業 事業費又は間接補助事 1 村生活環境等の整備 2 農村生活環境整備事業 業費の 3/4 以内 を総合的に実施し、 3 別に定める特認事業 地域の振興を図る。 実施計画策定事業 4 1 から 3 までの事業に要す 事業費の 1/2 以内 る市町附帯事務費

別表(10)の表第4号の項の次に次のように加える。

| 5 | 獣害につよい地 | 鳥獣類による農作 | 次に掲げる事業に要する経費 事業費の 1/2 | 市町、農業協同 |
|---|---------|----------|------------------------|---------|
|   | 域づくり支援事 | 物の被害低減を図 | 1 普及啓発活動 以内            | 組合又は知事が |
|   | 業費補助金   | る。       | 2 獣害対策実践地区の選定と         | 適当と認める団 |
|   |         |          | 育成                     | 体       |
|   |         |          | 3 対策モデル実証ほの設置          |         |
|   |         |          | 4 獣害防止にかかる人材育成         |         |
|   |         |          | 5 侵入防止体制の整備            |         |

別表(10)の表に次のように加え、同表を別表(9)の表とする。

| 19 | 都市と農山漁村           | 都市と農山漁村の                 | 次に掲げる経費                   |                    | 市町      |
|----|-------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------|---------|
| 13 |                   |                          |                           |                    | III ₩1  |
|    | との交流施設整           | 地域間交流により農山漁村の活性化         | 1 事業費<br>  農山漁村活性化プロジェク   |                    |         |
|    | 備支援事業費補           |                          | 1                         |                    |         |
|    | 助金                | を促進するため、地                | ト支援交付金実施要綱に基づ             |                    |         |
|    |                   | 域住民による農林                 | いて行う次の事業(同実施要             |                    |         |
|    |                   | 水産物、自然、伝統                | 領別表の要件類別 15 から 23         |                    |         |
|    |                   | 等豊かな地域資源                 | まで、25 及び 26 の要件を満         |                    |         |
|    |                   | を生かした交流施                 | たす事業に限る。)に要する経            |                    |         |
|    |                   | 設の整備を支援す                 | 費                         |                    |         |
|    |                   | る。                       | (1) 処理加工及び集出荷貯            | 事業費又は間             |         |
|    |                   |                          | 蔵施設                       | 接補助事業費             |         |
|    |                   |                          | ア 農林水産物処理加工               | の 55/100 以内        |         |
|    |                   |                          | 施設                        |                    |         |
|    |                   |                          | イ 乾燥調製貯蔵施設                |                    |         |
|    |                   |                          | ウ 農林水産物集出荷貯               |                    |         |
|    |                   |                          | 蔵施設                       |                    |         |
|    |                   |                          | (2) 地域資源活用総合交流            | 事業費又は間             |         |
|    |                   |                          | 促進施設                      | 接補助事業費             |         |
|    |                   |                          | ア 都市農山漁村総合交               | の 55/100 以内        |         |
|    |                   |                          | 流促進施設                     |                    |         |
|    |                   |                          | イ 廃校及び廃屋等改修               |                    |         |
|    |                   |                          | 交流施設                      |                    |         |
|    |                   |                          | ウ 木材利活用促進施設               |                    |         |
|    |                   |                          | エ 農林水産物直売及び               |                    |         |
|    |                   |                          | 食材供給施設                    |                    |         |
|    |                   |                          | 才 地域資源活用交流促               |                    |         |
|    |                   |                          | 進施設                       |                    |         |
|    |                   |                          | (3) 創意工夫発揮事業              | 事業費又は間             |         |
|    |                   |                          | (-) 1336.—3 (361) 1 36    | 接補助事業費             |         |
|    |                   |                          |                           | の 55/100 以内        |         |
|    |                   |                          | (4) 農山漁村活性化施設整            | 事業費又は間             |         |
|    |                   |                          | 備附帯事業                     | 接補助事業費             |         |
|    |                   |                          | Multi in 4 7K             | の 5/10 以内          |         |
|    |                   |                          | 2 市町等附帯事務費                | 事業費又は間             |         |
|    |                   |                          | 1 の事業に要する市町等附             | 接補助事業費             |         |
|    |                   |                          | 帯事務費                      | 安福助事業員<br>の 1/2 以内 |         |
| 14 | 中山間地域の地           | 地域の魅力及び資                 | 次に掲げる事業に要する経費             | 事業費の 1/3           | 市町      |
| 17 | 域力再生モデル           | 源を再発見し、地域                | 1 地域の魅力及び底力再発見            | 事業員の 1/3<br>  以内   | 111.01  |
|    | 支援事業費補助           | 旅を再先兄し、地域<br>  自らの力で「地域の | 事業                        | <b>₩</b> 1         |         |
|    | 金 金               | 成長モデル」を構築                |                           |                    |         |
|    | TIP.              | しようとするモデ                 | 2                         |                    |         |
|    |                   | ル的取組を支援す                 | i                         |                    |         |
|    |                   |                          | 3   魅力及び資源の情報発信           |                    |         |
| 15 | 子ども農山漁村           | る。<br>受入モデル地域を           | 小学校 1 学年規模の受入体制整          | 定額(上限              | 受入地域協議会 |
| 10 | 交流プロジェク           | 対象に、農山漁村で                | ホチ校1 子牛焼焼の支八体制盤   備に必要な経費 | 1,000 千円)          | メハ地物勝玄  |
|    | 交流プロジェク   ト受入モデル体 | 対象に、展口偲刊で   の生活体験の受入     | 川川に必安は経貫                  | 1,000 [ [7] ]      |         |
|    |                   | の生活体験の受入   体勢整備を支援す      |                           |                    |         |
|    | 制整備支援交付           |                          |                           |                    |         |
|    | 金                 | る。                       |                           |                    |         |

別表(11)の表から別表(13)の表までを削る。

別表(14)の表第2号の項(D)の欄を次のように改める。

定額

別表(14)の表第3号の項(D)の欄を次のように改める。

定額

別表(14)の表第4号の項(C)の欄中「強化等」を「強化、消費者への情報提供等」に改め、同表中第11号の項を削り、第12号の項を第11号の項とし、同表に次のように加え、同表を別表(10)の表とする。

| 12 | カサゴ資源増大事業費補助金 | 外湾地区において<br>カサゴの種苗放流<br>をする際に、放流種<br>苗の上乗せを行い、<br>資源の増大を図る。 | カサゴの種苗生産に係る経費 | 定額 | 財団法人三重県水産振興事業団 |
|----|---------------|---|---------------|----|----------------|
|    |               | 質原の増入を凶る。   |               |    |                |

| 13 | みえの水産物安  | 生産段階でのリス   | 適正養殖規範の導入及び促進を | 事業費の 1/2 | 三重県漁業協同 |
|----|----------|------------|----------------|----------|---------|
|    | 全・安心GAP促 | ク管理において、有  | 図るために要する経費     | 以内       | 組合連合会   |
|    | 進事業費補助金  | 効な手法である適   |                |          |         |
|    |          | 正養殖規範(GA   |                |          |         |
|    |          | P) の導入促進を図 |                |          |         |
|    |          | る。         |                |          |         |
| 14 | 環境・生態系保全 | 地域の漁業者を中   | 藻場、干潟等の保全活動を行う | 定額       | 三重県環境・生 |
|    | 活動支援事業費  | 心に地域内外の多   | 活動組織に支援する地域協議会 |          | 態系保全活動支 |
|    | 補助金      | 様な主体と連携し   | が、その経費に充てるため、あ |          | 援協議会    |
|    |          | て、社会の共通資源  | らかじめ資金を積み立てるため |          |         |
|    |          | である藻場、干潟等  | に要する経費         |          |         |
|    |          | の維持、回復等に取  |                |          |         |
|    |          | り組む体制づくり   |                |          |         |
|    |          | の推進を図る。    |                |          |         |
| 15 | 環境・生態系保全 | 地域の漁業者を中   | 市町が活動組織への指導、履行 | 定額       | 市町      |
|    | 活動推進交付金  | 心に地域内外の多   | 確認等に要する経費      |          |         |
|    |          | 様な主体と連携し   |                |          |         |
|    |          | て、社会の共通資源  |                |          |         |
|    |          | である藻場、干潟等  |                |          |         |
|    |          | の維持、回復等に取  |                |          |         |
|    |          | り組む体制づくり   |                |          |         |
|    |          | の推進を図る。    |                |          |         |

別表(15)の表第7号の項を次のように改める。

| 7 | 三重県漁業無線 | 遠洋漁業者、近海漁 | 三重県漁業無線局の維持管理に | 事業費の 10/10 | 三重県超短波無 |
|---|---------|-----------|----------------|------------|---------|
|   | 局負担金    | 業者及び沿岸漁業  | 要する経費          | 以内         | 線漁業協同組合 |
|   |         | 者に対し、公共通信 |                |            |         |
|   |         | を通じて、漁海況又 |                |            |         |
|   |         | は航行の安全に関  |                |            |         |
|   |         | する情報等を提供  |                |            |         |
|   |         | し、操業の安全又は |                |            |         |
|   |         | 効率化を図る。   |                |            |         |

別表(15)の表第12号の項(A)の欄を次のように改め、同表を別表(11)の表とする。

漁業就業者確保育成 事業費補助金

別表(16)の表第1号の項(C)の欄及び(D)の欄を次のように改める。

| 次に掲げる事業に要する経費  |                |
|----------------|----------------|
| 1 漁港海岸保全区域内の海岸 | 事業費の 35/100 以内 |
| 保全事業並びに津波及び高   |                |
| 潮危機管理対策緊急事業    |                |
| 2 漁港海岸保全区域内の海岸 | 事業費の 31/60 以内  |
| 環境整備事業         |                |
|                |                |

別表(16)の表第8号の項(B)の欄中「流通・加工・消費対策」を「流通、加工、消費対策」に改め、同項(C)の欄中「築いそ」を「つきいそ」に改め、同項中

| ٦ | 34 | ノリ高性能刈取船      | 事業費の 11/20 |                         |
|---|----|---------------|------------|-------------------------|
|   |    |               | 以内         | を                       |
|   | 35 | 大型ノリ自動乾燥機     | 事業費の 11/20 |                         |
|   |    |               | 以内         | 1                       |
| Γ | 34 | 燃油高騰対策関連施設    | 事業費の 3/5 以 |                         |
|   |    |               | 内          |                         |
|   | 35 | ノリ養殖業構造調整及び競争 | 事業費の 11/20 |                         |
|   | ナ  | 7強化施設         | 以内         | に改め、同表第9号の項(C)の欄及び(D)の欄 |
|   | 36 | 附帯施設          | 本体施設に準じ    |                         |
|   |    |               | る          |                         |
|   | 37 | 附帯事業          | 事業費の 1/2 以 |                         |
|   |    |               | 内          | 1                       |

を次のように改める。

| 1 | 水産物流通機能高度化対  | 事業費の 3/5   |
|---|--------------|------------|
|   | 策事業基本計画に基づいて | 以内又は13/30  |
|   | 行う水産物供給施設等の整 | 以内。ただし、    |
|   | 備に要する経費      | 水産物の処理     |
|   |              | 加工に係る施     |
|   |              | 設にあっては     |
|   |              | 事業費の 21/40 |
|   |              | 以内又は       |
|   |              | 11/24 以内、蓄 |
|   |              | 養施設、運搬施    |
|   |              | 設及び出荷資     |
|   |              | 材保管施設に     |
|   |              | あっては 1/2   |
|   |              | 以内又は       |
|   |              | 13/30以内とす  |
|   |              | る。         |
| 2 | 地魚直販施設の整備に要  | 事業費の 3/5   |
|   | する経費         | 以内         |
|   |              |            |

別表(16)の表第 12 号の項(A)の欄を次のように改める。

水域環境保全創造事 業費補助金

別表(16)の表第 12 号の項(C)の欄中「漁場環境保全創造事業」を「水域環境保全創造事業」に改め、同表第 13 号の項(C)の欄中「漁港の区域内」を「漁港の区域内等」に改め、同表第 14 号の項(C)の欄中「次の整備」を「次に掲げる整備」に改め、同表第 17 号の項(B)の欄中「第 1 種漁港」の次に「又は第 2 種漁港」を加え、同表第 19 号の項中

|     |        |             |   | Γ | (4) | 集落環境施設  | 事業費の 60/100 |   |      |    |
|-----|--------|-------------|---|---|-----|---------|-------------|---|------|----|
|     |        |             |   |   |     |         | 以内          |   |      |    |
| (4) | 集落環境施設 | 事業費の 60/100 | 1 | を | (5) | 漁港高度化施設 | 事業費の 50/100 |   | に改め、 | 同表 |
|     |        | 以内          |   |   |     |         | 以内          |   |      |    |
|     |        |             |   |   | (6) | 地域創造型施設 | 事業費の 55/100 |   |      |    |
|     |        |             |   |   |     |         | 以内          | J |      |    |

第20号の項を次のように改め、同表を別表(12)の表とし、同表の次に次の4表を加える。

| 20 | 離島漁村再生事 | 災害時に離島の窓  | 離島漁村再生事業に要する経費 |             | 市町 |
|----|---------|-----------|----------------|-------------|----|
|    | 業費補助金   | 口となる漁港及び  | 1 漁港施設         |             |    |
|    |         | 周辺施設の整備を  | (1) 外郭、水域及び係留  | 事業費の        |    |
|    |         | 行うことにより、安 |                | 92.5/100 以内 |    |
|    |         | 全で安心して暮ら  | (2) 輸送及び用地     | 事業費の        |    |
|    |         | せる離島漁村の整  |                | 80/100 以内   |    |
|    |         | 備を行う。     | 2 地域創造型施設      | 事業費の        |    |
|    |         |           |                | 60/100 以内   |    |

## (13) 産業集積室関係

|    | (A)      | (B)       | (C)             | (D)       | (E)      |
|----|----------|-----------|-----------------|-----------|----------|
| 区分 | 補助金等の    | 補助金等の交付の  | 補 助 事 業 等 の 内 容 | 補助額又は     | 補助対象者    |
|    | 名 称      | 目 的       |                 | 補助 (交付) 率 |          |
| 1  | 燃料電池・水素関 | 燃料電池・水素に関 | 次に掲げる事業に要する経費   | 別に定める。    | 燃料電池・水素  |
|    | 連開発補助金   | 連する技術開発に対 | 1 燃料電池に関連する技術   |           | に関連する技術  |
|    |          | して支援を行うこと | 開発、その運用技術等の研    |           | 開発を実施する  |
|    |          | で、三重県における | 究開発             |           | 企業等      |
|    |          | 燃料電池・水素の研 | 2 水素の製造、貯蔵、輸送   |           |          |
|    |          | 究開発の拠点化を形 | 等に関する技術開発       |           |          |
|    |          | 成して、三重県での |                 |           |          |
|    |          | 水素エネルギー社会 |                 |           |          |
|    |          | の構築を図る。   |                 |           |          |
|    |          |           |                 |           |          |
| 2  | 産業人材育成基  | 財団法人三重県産業 | 様々な人、組織、機関等が融   | 別に定める。    | 財団法人三重県  |
|    | 盤整備事業費補  | 支援センターが行う | 合する「場 (舞台)」を意識的 |           | 産業支援センタ  |
|    | 助金       | 産業人材育成基盤整 | に構築し、高度部材産業クラ   |           | <u>_</u> |
|    |          | 備事業の促進を図  | スターの核の形成を図るた    |           |          |
|    |          | る。        | め、財団法人三重県産業支援   |           |          |

| 1 | Ī   | Ī                            | 1                                    | Ī                     | Ī                    |
|---|---|------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|----------------------|
|   |   |                              | センターが実施する事業に必                        |                       |                      |
|   |   |                              | 要な経費                                 |                       |                      |
| 3 | 産業クラスター   | 産学官連携を基軸に                    | 多様なイノベーションを創出                        | 別に定める。                | 財団法人三重県              |
|   | 形成事業費補助   | 異業種、川上から川                    | し、及び誘発し、クラスター                        |                       | 産業支援センタ              |
|   | 金   | 下までの間の企業連                    | 形成の強化を図るために実施                        |                       | _                    |
|   |   | 携等を促進すること                    | する研究会及び交流会等の開                        |                       |                      |
|   |   | により、産業集積地                    | 催並びにその他交流連携を促                        |                       |                      |
|   |   | 間の連携等産業クラ                    | 進する事業に要する経費                          |                       |                      |
|   |   | スター形成の強化を                    |                                      |                       |                      |
|   |   | 図る。                          |                                      |                       |                      |
| 4 | 中小企業の事業   | 急速に悪化している                    | 次に掲げる事業に要する経費                        | 別に定める。                | 別に定める。               |
|   | 化・市場化支援事  | 経済情勢時におい                     | 1 中小製造業者が行うマー                        |                       |                      |
|   | 業費補助金   | て、業績悪化により                    | ケティング調査、販路開拓                         |                       |                      |
|   |   | 新たな事業展開を迫                    | につながる広報、展示会等                         |                       |                      |
|   |   | られている中小企業                    | への出展、技術(製品)改                         |                       |                      |
|   |   | 者並びに生産及び管                    | 良に要する試作及び実験等                         |                       |                      |
|   |   | 理工程の合理化を迫                    | 2 省エネ診断を受けた中小                        |                       |                      |
|   |   | られている中小企業                    | 企業等が行うエネルギーの                         |                       |                      |
|   |   | 者に対し、その対応                    | 効率化や省力化に対するコ                         |                       |                      |
|   |   | への積極的な取組を                    | ンサルティング及び最適化                         |                       |                      |
|   |   | 促進することで、県                    | システムの設計等                             |                       |                      |
|   |   | 内中小企業者の行う                    |                                      |                       |                      |
|   |   | 緊急対策等を支援す                    |                                      |                       |                      |
|   |   | る。                           |                                      |                       |                      |
| 5 | 研究者人材育成   | 研究者人材の育成機                    | ポストドクター、大学生等が                        | 別に定める。                | 財団法人三重県              |
|   | 支援モデル事業   | 能を強化及び充実を                    | プロジェクトリーダー見習い                        |                       | 産業支援センタ              |
|   | 補助金   | 図る。                          | として研究開発プロジェクト                        |                       | _                    |
|   |   |                              | 等に参加を促進する事業に要                        |                       |                      |
|   | tit. (-15- 2- 2- 2- 2- 2- 2- 2- 2- 2- 2- 2- 2- 2- |                              | する経費                                 | Bib. day w            |                      |
| 6 | 地域イノベーシ   | 財団法人三重県産業                    | メカトロ関連産業の育成及び                        | 別に定める。                | 財団法人三重県              |
|   | ョン人材育成基   | 支援センターが行う                    | 集積やIT活用による産業振                        |                       | 産業支援センタ              |
|   | 盤整備事業費補   | 地域イノベーション                    | 興等を図るために、財団法人                        |                       |                      |
|   | 助金  | 人材育成基盤整備事                    | 三重県産業支援センターが実                        |                       |                      |
|   | 文学っ マ明ル   | 業の促進を図る。                     | 施する事業に必要な経費                          | 人工中担任社                | ロー・ハガケ               |
| 7 | 産業フェア開催<br>事業費負担金                                 | 県内企業の販路を拡<br>大し、及び産学官連       | 産学官の代表者で構成する実<br>行委員会が実施するリーディ       | 企画広報活動<br>に要する経費      | リーディング産<br>業展みえ 2009 |
|   | <b>争</b> 来其只担金                                    | 携の機会を提供する                    | ング産業展みえ 2009 に要する                    | に安り 0 柱賃<br>の額の 10/10 | 実 展 み え 2009   実行委員会 |
|   |   | 援い機会を促供する<br>ほか、三重県地域産       | ング 性 果 展 み え 2009 に 安 9 つ  <br>  経 費 | 及び総事業費                | 夫打安貝云                |
|   |   |                              | 程貞                                   |                       |                      |
|   |   | 業振興条例(平成 17<br>年三重県条例第 82    |                                      | から企画広報<br>活動に要する      |                      |
|   |   | 千二里県朱例第 82<br>  号) 第 7 条の規定に |                                      | 経費を除いた                |                      |
| 1 |   | 基づき、県内物品等                    |                                      | 程賃を除いた<br>額の1/2以内     |                      |
| 1 |   | 及び産業に携わる者                    |                                      | 10尺マノ 1/ 4 ど人ドリ       |                      |
| 1 |   | 及い産業に携わる有<br>  の活動についての県     |                                      |                       |                      |
|   |   | 民への広報活動を行                    |                                      |                       |                      |
|   |   | うため産業フェアを                    |                                      |                       |                      |
|   |   | 開催し、県内企業の                    |                                      |                       |                      |
|   |   | 振興と発展を図る。                    |                                      |                       |                      |
|   |   | きンノ し こまく 5 円 20             |                                      |                       |                      |

# (14) 商工振興室関係

| 区分 | (A)<br>補助金等の<br>名 称       | (B)<br>補助金等の交付の<br>目 的                           | (C)<br>補助事業等の内容  | (D)<br>補助額又は補<br>助(交付)率 | (E)<br>補助対象者    |
|----|---------------------------|--|--|-------------------------|-----------------|
| 1  | 三重県中小企業支援センター事業費補助金       | 財団法人三重県産業支援センターが行う中小企業の経営資源強化及び経営革新等の支援事業の促進を図る。 | 財団法人三重県産業支援センターが実施する次に掲げる事業に必要な経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの1 特定支援事業2 IT活用事業3 業務管理費4 業務推進費                   | 別に定める。                  | 財団法人三重県産業支援センター |
| 2  | 三重県産業支援<br>センター事業費<br>補助金 | 財団法人三重県産業支援センターが行う新事業創出の支援事業の促進を図る。              | 財団法人三重県産業支援セン<br>ターが、中小企業の新たな事<br>業活動の促進に関する法律<br>(平成11年法律第18号)第26<br>条に基づく中核的支援機関と<br>して行う新事業創出支援事業 | 別に定める。                  | 財団法人三重県産業支援センター |

|   |                                    |   | に必要な経費であって、別に<br>定める対象経費のうち、知事<br>が必要かつ適当と認めるもの  |                 |                 |
|---|------------------------------------|---|--|-----------------|-----------------|
| 3 | 三重県休廃止鉱<br>山鉱害防止事業<br>費補助金         | 休廃止鉱山に係る鉱<br>害防止を図る。  | 熊野市地内の紀州鉱山に<br>おいて坑廃水処理事業者が実<br>施する坑廃水処理に要する経<br>費で、熊野市が補助する場合<br>における当該補助に必要な経<br>費   | 別に定める。          | 熊野市             |
| 4 | 三重 県産業廃棄<br>物抑制等研究開<br>発事業費補助金     | 県内の企業等が行う<br>自ら排出する産業等に<br>棄物の発開発や開発品<br>係る研究所を支援境<br>物をを支援環境<br>活動を支援環境への的<br>により、ない<br>によりない<br>で<br>発展が<br>発展が<br>発展が<br>発展が<br>発展が<br>発展が<br>発展が<br>発展が<br>発展が<br>発展が | 次に掲げる事業を行うために要する経費 1 自ら排出する産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化等の研究及び技術開発 2 自ら排出する産業廃棄物を使用した製品開発  | 別に定める。          | 別に定める。          |
| 5 | 三重 県産業廃棄<br>物抑制等設備機<br>器整備費補助金     | 県内の企業等が行う<br>自ら排出発生抑制に係を<br>東物の減量化に置を支<br>設備機器のとにより<br>援することはより、<br>環境へののな発展が<br>い持続環型<br>能な循環型社会の構<br>築を図る。  | 自ら排出する産業廃棄物の発生抑制、再生及び減量化に係る設備機器の設置に要する経費   | 別に定める。          | 別に定める。          |
| 6 | 三重産業振興センター補助金                      | 三重産業振興センタ<br>一の設置、改修及び<br>運営に必要な経費の<br>一部を補助すること<br>により、県産業の振<br>興を図る。  | 次に掲げる三重産業振興センターの設置、改修及び運営に要する経費 1 三重産業振興センターの施設の設置及び改修に必要な経費 2 三重産業振興センターの運営に要する経費   | 別に定める。          | 財団法人三重県産業支援センター |
| 7 | 三重県オンリーワン企業育成プログラム事業費補助金           |   | 中小企業者等がオンリーワン<br>企業に向かって取り組む新商<br>品及び新技術の開発並びにそ<br>の具体的実施における課題解<br>決及び事業戦略の策定等の支<br>援ために、財団法人三重県産<br>業支援センターが実施する事<br>業に必要な経費 | 別に定める。          | 財団法人三重県産業支援センター |
| 8 | ものづくりソリューション機能強化事業費補助金             | 最先端の研究開発、中小企業等の支援及び高度部研究機能を同じ場所で行うこ業の表別の高度化の高付加価値化の促進を図る。   | 財団法人三重県産業支援センターの支援体制を強化し、産学官及び企業間の結束点として加工技術、製品化技術等課題解決のための機能の充実に以下の外の学生を対象に企業体験事業を実施することにより、県内中小企業の魅力を発信するとともに、若手人材を確保するための経費 | 別に定める。          | 財団法人三重県産業支援センター |
| 9 | みえ地域コミュ<br>ニティ応援ファ<br>ンド事業費補助<br>金 | 財団法人三重県産業<br>支援センターが行う<br>「みえ地域コミュニ<br>ティ応援ファンド」<br>の取組に関して事業<br>者支援の促進を図<br>る。   | 財団法人三重県産業支援セン<br>ターが実施する次に掲げる事<br>業に必要な経費<br>1 啓発、人材育成セミナー<br>等の開催<br>2 地域資源を利用した事業<br>発掘及び成長支援                                | 事業費の10/10<br>以内 | 財団法人三重県産業支援センター |

| 10 | 商店街振興組合                            | 商店街振興組合連合  | 次に掲げる事業の全部又は一   | 別に定める。    | 三重県商店街振                 |
|----|------------------------------------|--|---|-----------|-------------------------|
|    | 指導事業費助金                            | 会の組織強化及び運<br>営指導の充実を図<br>る。  | 部を行うために要する経費<br>1 指導事業<br>2 商店街近代化講習会開催<br>事業   |           | 興組合連合会                  |
|    |                                    |  | 3 商店街活性化推進調査及<br>び研究事業<br>4 商店街青年部及び女性部   |           |                         |
|    |                                    |  | 活性化推進事業<br>5 後継者養成研修事業<br>6 タウンマネージャー養成   |           |                         |
|    |                                    |  | 研修派遣事業<br>7 情報提供事業<br>8 組織化推進事業   |           |                         |
|    |                                    |  | 9 中小商業活性化支援事業<br>10 中心市街地等広域商店街<br>活性化事業  |           |                         |
| 11 | 中心市街地商業<br>活性化基金補助<br>金            | 中心市街地の活性化を図る。  | 中心市街地商業活性化基金で<br>助成対象となる事業に要する<br>経費  | 別に定める。    | 財団法人三重県<br>産業支援センタ<br>ー |
| 12 | 中心市街地活性化対策総合促進事業費補助金               | まちづくりを担うでは、はないでは、はいまとのでは、はいまとのでは、はいからいからいからいからいからいからいからいからいからいからいからいからいからい | 次に掲げる事業の全部又は曹<br>1 を持っために要するがに表づらために要するがには住民等のがでにまちがは住民付け並な及ででする。<br>1 かの人材の発掘及びで育成ででする。<br>2 地域をはいるでは、ないの人の事業である。<br>2 地域する事性に関する事業である。<br>3 地域住民では、よいの人のは、はいいの人のでは、はいいの人のでは、はいいいでは、はいいいでは、ないでは、はいいいいでは、はいいいでは、はいいいいでは、はいいいいでは、はいいいいが、はいいいいでは、はいいいでは、はいいいいは、はいいいいでは、はいいいいでは、はいいいいでは、はいいいいでは、はいいいいでは、はいいいいでは、はいいいいでは、はいいいいでは、はいいいいでは、はいいいいいでは、はいいいいでは、はいいいいでは、はいいいいでは、はいいいいいいいでは、はいいいいいでは、はいいいいいでは、はいいいいいいいい | 事業費の1/2以内 | まちづくり 団体等               |
| 13 | 中心市街地活性<br>化基本計画策定<br>支援事業費補助<br>金 | 街地活性化基本計画<br>策定に向けて一本体<br>に実施される事業<br>を費の一部を支援広<br>ることに立った土<br>かな視野に立った土<br>地利用及び計画的な<br>中心市街地の活性化<br>に寄与する。   | 中心市街地活性化基本計画策定に向けて一体的に実施される事業に要する<br>経費   | 内         |                         |
| 14 | まちなか再生支援事業費補助金                     | 中心市街地への都市<br>機能集約及び中心市<br>街地のに夢業を支援<br>に向けた事業を支援<br>することにより、中<br>心市街地の活性化に<br>寄与する。  | 認定中では、おいる事業を行うために要するととでは、またがでは、要な行うをは、またがでは、要を行うをは、またがでは、またができる。というでは、またができる。またが、またができる。またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、  | 事業費の1/3以内 | 市町                      |

# (15) 金融経営室関係

|     | (A)     | (B)       | (C)             | (D)    | (E)     |
|-----|---------|-----------|-----------------|--------|---------|
| 区 分 | 補助金等の   | 補助金等の交付の  | 補 助 事 業 等 の 内 容 | 補助額又は補 | 補助対象者   |
|     | 名 称     | 目 的       |                 | 助(交付)率 |         |
| 1   | 事業共同化等連 | 小規模企業者等設備 | 次に掲げる事業の全部又は一   | 別に定める。 | 財団法人三重県 |

| 2  | 携事業等促進診<br>断事業費補助金<br>小規模企業者等<br>設備資金貸付金<br>業事務費交付金 | 資金の交付の円滑な<br>実施を図る。<br>小規模企業者等設備<br>資金貸付事業の円滑<br>な実施を図る。      | 部を行うために要する経費 1 財団法人三重県産業支援 センターが小規模企業者等 設備資金の交付を受ける企業に対し、診断助言を実施 するのに要する経費 2 財団法人三重県産業支援 センター業務推進費 財団法人三重県産業支援センター業務推進費 財団法人三重県産業支援センターが行う小規模企業者等設備資金貸付事業の事務に要す  | 別に定める。   | 産業支援センター 財団法人三重県産業支援センター     |
|----|---|---|--|----------|------------------------------|
| 3  | 信用保証協会保証料補助金  | 同和関係小規模事業<br>者に対する低利融資<br>の促進を図る。                             | る経費<br>同和関係小規模事業資金融資<br>制度に係る保証料の事業者負<br>担を免除することに要する当<br>該保証料   | 10/10 以内 | 三重県信用保証協会                    |
| 4  | 新産業創造資金<br>推進補助金                                    | 中小企業者の資金調達の円滑化を図る。  | 新産業創造資金融資制度に係る代位弁済により三重県信用保証協会が被る損失について、財団法人三重県産業支援センターが補償を行うのに要する経費   | 別に定める。   | 財団法人三重県産業支援センター              |
| 5  | 信用保証協会保証料軽減補助金                                      | 三重県中小企業融資<br>制度利用者の保証料<br>の軽減を図る。                             | 三重県中小企業融資制度に係<br>る保証料の軽減に要する当該<br>保証料  | 別に定める。   | 三重県信用保証<br>協会                |
| 6  | 小規模企業者等<br>設備貸与資金利<br>子補給補助金                        | 貸与事業のうち割賦<br>制度を利用した企業<br>の割賦損料の軽減を<br>図る。                    | 財団法人三重県産業支援セン<br>ターが行う貸与事業を利用し<br>た企業が支払う割賦損料の軽<br>減に要する経費   | 別に定める。   | 貸与先企業                        |
| 7  | 三重県中小企業<br>融資制度損失補<br>償補助金                          | 中小企業者の資金調達の円滑化を図る。  | 三重県中小企業融資制度に係<br>る代位弁済により三重県信用<br>保証協会が被る損失につい<br>て、補償を行うのに要する経<br>費   | 別に定める。   | 三重県信用保証協会                    |
| 8  | 小規模企業者等<br>設備貸与事業円<br>滑化補助金                         | 小規模企業者等設備<br>貸与事業の円滑化を<br>図る。                                 | 貸与機関が小規模企業者等設備貸与事業の円滑な実施を図るため、貸倒れに備えた資金に対する補助を行うのに要する経費  | 別に定める。   | 財団法人三重県産業支援センター              |
| 9  | 三重県中小企業<br>融資制度利子補<br>給補助金                          | 民間金融機関の協力<br>を得て、三重県中小<br>企業融資制度を運用<br>し、県内中小企業の<br>健全な発展を図る。 | 別に定める融資機関が三重県<br>中小企業融資制度の別に定め<br>る資金を融通し、利息を減免<br>した場合、その減免に要した<br>経費   | 別に定める。   | 別に定める融資機関                    |
| 10 | 中小企業連携組織対策事業費補助金                                    | 中小企業者の連携組織の推進と事業協同組合等の指導育成により、中小企業者の地位の向上及び地域経済の活性化等を図る。      | 三重県中小企業団体中央会が、指導員等を設置し、中小企業者の連携組織の推進並びに事業協同組合等の運営指導及び活性化事業を行うとともに、地域経済の活性化を図っていくために要する経費   | 別に定める。   | 三重県中小企業団体中央会                 |
| 11 | 小規模事業支援費補助金   | 小規模事業者の経営<br>及び技術の改善発達<br>を図るとともに、三<br>重県商工会連合会の<br>指導の充実を図る。 | 1 商工会及び商工会議所が<br>経営指導員、補助員等を設置し、経営営政善者を<br>行うために要する経費<br>2 三重県導員及を補助員等を<br>正会指導員公養者会員する<br>置し、び経営指導」、専門し、<br>経営と、補助員等を設置し、経営と書き<br>選員、補助員等を設置し、<br>経営と要する経費<br>3 三重県商工会連合会が行う経営改善等及事業の充実及び<br>商工会指導事業の充実及び | 別に定める。   | 商工会、商工会<br>議所又は三重県<br>商工会連合会 |

|    |                             |                                   | 強化を目的とする事業に要<br>する経費                       |                |   |
|----|-----------------------------|-----------------------------------|--|----------------|---|
| 12 | 地域産業力創出支援事業費補助金             | 地域資源等を活用した価値創造活動を支援し、地域産業力の向上を図る。 | 多様な主体が連携体を構築<br>し、事業化を図るために要す<br>る経費       | 事業費の 1/2<br>以内 | 商工会、商工会<br>議所、三重県商<br>工会連合会又は<br>三重県中小企業<br>団体中央会 |
| 13 | 中小企業者経営<br>維持回復緊急事<br>業費補助金 | 中小企業者の経営の<br>維持及び回復を緊急<br>に図る。    | 中小企業者の経営の維持及び<br>回復を図るために緊急に行う<br>事業に要する経費 | 別に定める。         | 商工会、商工会<br>議所、三重県商<br>工会連合会又は<br>三重県中小企業<br>団体中央会 |

## (16) 企業立地室関係

|    | (A)     | (B)       | (C)             | (D)    | (E)    |
|----|---------|-----------|-----------------|--------|--------|
| 区分 | 補助金等の   | 補助金等の交付の  | 補 助 事 業 等 の 内 容 | 補助額又は補 | 補助対象者  |
|    | 名 称     | 目 的       |                 | 助(交付)率 |        |
| 1  | 緊急経済対策設 | 県が誘致した製造業 | 次に掲げる事業に要する経費   | 別に定める。 | 別に定める。 |
|    | 備投資促進補助 | 及び研究開発施設等 | 認定企業の立地に要する経    |        |        |
|    | 金       | で設備投資を行う事 | 費で着工の日から操業開始日   |        |        |
|    |         | 業に要する経費を補 | までに取得した投下償却資産   |        |        |
|    |         | 助することにより、 |                 |        |        |
|    |         | 新たな事業展開によ |                 |        |        |
|    |         | る企業の競争力を高 |                 |        |        |
|    |         | め、地域経済の活性 |                 |        |        |
|    |         | 化を図る。     |                 |        |        |

別表(17)の表中「観光局観光・交流室」を「観光局観光・交流室関係」に改め、第2号の項及び第3号の項を削り、第4号の項を第2号の項とし、同表を別表(18)の表とし、同表の前に次の1表を加える。

## (17) 科学技術・地域資源室関係

|    | (A)                                | (B)  | (C)  | (D)    | (E)   |
|----|------------------------------------|--|--|--------|---|
| 区分 |                                    | 補助金等の交付の   | 補助事業等の内容   | 補助額又は  | 補助対象者   |
| 1  | 名 称<br>国際技術交流促<br>進事業費補助金          | 目 ・ 前 ・ 前 ・ 河 中華人民共和国・ 河 南省農業科学院、ブ ラジル連邦共和国・ サンパウロ州農務局 及びパラオ共和国・ 天然資源開発局との 技術交流の促進を図る。 | 各国からの受入研究員の三重<br>県内における次の経費<br>(1) 滞在費(住居費及び日<br>当)<br>(2) 通勤費<br>(3) 傷病疾病等保険料   | 定額     | 中華和業科学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学 |
| 2  | 三重県発明くふ<br>う展開催事業費<br>補助金          | 発明くふう展を開催<br>し、青少年の科学す<br>る思考力の高揚を図<br>る。  | 三重県発明くふう展の開催に<br>必要な経費のうち、青少年育<br>成に係る経費   | 1/3 以内 | 社団法人発明協<br>会三重県支部                             |
| 3  | 中部地方発明表彰支援事業費補助金                   | 優秀な発明をした人を表彰により顕彰し、発明に対する意欲の高揚を図ることにより、科学技術の振興に寄与する。                                   | 中部地方発明表彰事業に係る<br>経費  | 1/3以内  | 社団法人発明協会三重県支部                                 |
| 4  | 中小企業等知的<br>財産戦略的活用<br>支援事業費補助<br>金 | 中小企業等の知的財<br>産をいかした事業活<br>動の促進を図る。   | 中小企業等が知的財産の戦略<br>的活用を図ることを支援する<br>ため、財団法人三重県産業支<br>援センターが実施する次に掲<br>げる事業に要する経費<br>1 支援人材の充実強化事業<br>2 総合コンサルティング支<br>援事業<br>3 外国出願の支援事業 | 別に定める。 | 財団法人三重県産業支援センター                               |
| 5  | 伝統産業・地場産<br>業活性化支援事<br>業費補助金       | 地域に基盤を持つ伝<br>統産業及び地場産業<br>において、起業家精<br>神に富み、地域の魅                                       | 次に掲げる事業を行うために<br>要する経費<br>1 新商品等開発及び高付加<br>価値化事業   | 別に定める。 | 伝統産業及び地<br>場産業に属する<br>中小企業者等                  |

| i |          | 1         | 1             | İ          | i I     |
|---|----------|-----------|---------------|------------|---------|
|   |          | 力及び価値を高める | 2 販路開拓事業      |            |         |
|   |          | 事業活動を行う中小 | 3 人材養成事業      |            |         |
|   |          | 企業者等を支援する | 4 戦略策定事業      |            |         |
|   |          | ことにより、地域産 |               |            |         |
|   |          | 業の活性化を図る。 |               |            |         |
| 6 | 伝統産業·地場産 | 財団法人三重県産業 | 財団法人三重県産業支援セン | 事業費の 10/10 | 財団法人三重県 |
|   | 業事業化支援事  | 支援センターが行う | ターが実施する伝統産業及び | 以内         | 産業支援センタ |
|   | 業費補助金    | 伝統産業及び地場産 | 地場産業に係る事業化支援事 |            | _       |
|   |          | 業に係る中小企業者 | 業に要する経費       |            |         |
|   |          | 等の事業化支援を促 |               |            |         |
|   |          | 進する。      |               |            |         |
| 7 | 農商工等連携促  | 農商工等連携による | 中小企業者と農林漁業者との | 別に定める      | 財団法人三重県 |
|   | 進事業費補助金  | 新たな事業創出を図 | 連携体が行う新商品及び新サ |            | 産業支援センタ |
|   |          | るため、財団法人三 | ービスの開発並びに販路開拓 |            | _       |
|   |          | 重県産業支援センタ | を支援するために、財団法人 |            |         |
|   |          | ーが行う支援事業を | 三重県産業支援センターが実 |            |         |
|   |          | 補助することで、県 | 施する事業に必要な経費   |            |         |
|   |          | 内の農林水産物を活 |               |            |         |
|   |          | 用した商品及びサー |               |            |         |
|   |          | ビスの高付加価値化 |               |            |         |
|   |          | の促進を図る。   |               |            |         |
| 8 | みえ農商工連携  | 財団法人三重県産業 | 財団法人三重県産業支援セン | 事業費の 10/10 | 財団法人三重県 |
|   | 推進ファンド事  | 支援センターが行う | ターが実施する次に掲げる事 | 以内         | 産業支援センタ |
|   | 業費補助金    | 「みえ農商工連携推 | 業に要する経費       |            | _       |
|   |          | 進ファンド」の取組 | 1 みえ農商工連携推進ファ |            |         |
|   |          | に関して、中小企業 | ンド助成金審査会の開催   |            |         |
|   |          | 者及び農林漁業者と | 2 みえ農商工連携推進ファ |            |         |
|   |          | の連携による事業化 | ンド広報活動        |            |         |
|   |          | の促進を図る。   | 3 農商工連携による農林水 |            |         |
|   |          |           | 産物を利用した事業の発   |            |         |
|   |          |           | 掘、事業化等のコーディネ  |            |         |
|   |          |           | ート活動支援に関する事業  |            |         |

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農水商工部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 21 年度分の補助 金等から適用する。

#### 三重県告示第 359 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模 小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成 21 年 5 月 19 日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オークワ鈴鹿高岡店・パーティハウス鈴鹿店 鈴鹿市高岡町旭 2078 番地外 8 筆
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

|     | 名称       | 住所                   | 代表者氏名 |  |  |
|-----|----------|----------------------|-------|--|--|
| 変更前 | 株式会社オークワ | 和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3 | 福西 拓也 |  |  |

| ĺ |     |             |                      |       |
|---|-----|-------------|----------------------|-------|
|   | 変更後 | 株式会社オークワ    | 和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3 | 福西 拓也 |
|   |     | 株式会社パーティハウス | 和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3 | 大桑 俊男 |

(2) 大規模小売店舗の名称

| 変更前 | オークワ鈴鹿高岡店            |
|-----|----------------------|
| 変更後 | オークワ鈴鹿高岡店・パーティハウス鈴鹿店 |

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者

|     | 名称          | 住所                   | 代表者氏名 |
|-----|-------------|----------------------|-------|
| 変更前 | 株式会社オークワ    | 和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3 | 福西 拓也 |
| 変更後 | 株式会社オークワ    | 和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3 | 福西 拓也 |
|     | 株式会社パーティハウス | 和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3 | 大桑 俊男 |

3 変更年月日

平成 21 年 5 月 11 日

4 変更する理由

建物設置者及び小売業を行う者の代表者を変更したため

5 届出の日

平成 21 年 5 月 11 日

6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成21年5月19日から同年9月24日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 360 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により下記の大規模 小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成 21 年 5 月 19 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オークワ鈴鹿高岡店・パーティハウス鈴鹿店 鈴鹿市高岡町旭 2078 番地外 8 筆
- 2 変更する事項
- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

| 変更前 | 2, 373 m² |
|-----|-----------|
| 変更後 | 3, 457 m² |

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

|     | 位置   | 収容台数     |
|-----|------|----------|
| 変更前 | 駐車場1 | 162 台    |
| 変更後 | 駐車場1 | 150 台    |
|     | 駐車場2 | 33 台     |
|     |      | 合計 183 台 |

#### イ 駐輪場の位置及び収容台数

|     | 位置   | 収容台数    |
|-----|------|---------|
| 変更前 | 駐輪場1 | 50 台    |
| 変更後 | 駐輪場1 | 50 台    |
|     | 駐輪場2 | 10 台    |
|     |      | 合計 60 台 |

#### ウ 荷さばき施設の位置及び面積

|     | 位置       | 面積           |
|-----|----------|--------------|
| 変更前 | 荷さばき施設 1 | 83. 22 m²    |
| 変更後 | 荷さばき施設 1 | 83. 22 m²    |
|     | 荷さばき施設 2 | 37. 50 m²    |
|     |          | 合計 120.72 m² |

#### エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

|     | 位置                | 容量           |
|-----|-------------------|--------------|
| 変更前 | 廃棄物保管施設1(生ゴミ)     | 53. 87 m³    |
|     | 廃棄物保管施設 2 (ダンボール) | 39. 69 m³    |
|     |                   | 合計 93.56 m³  |
| 変更後 | 廃棄物保管施設1(生ゴミ)     | 53. 87 m³    |
|     | 廃棄物保管施設 2 (ダンボール) | 39. 69 m³    |
|     | 廃棄物保管施設 3 (ダンボール) | 6. 71 m³     |
|     |                   | 合計 100.27 m³ |

## (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

|     | 小売業者        | 開店時刻         | 閉店時刻         |  |  |  |
|-----|-------------|--------------|--------------|--|--|--|
| 変更前 | 株式会社オークワ    | 24 時間        |              |  |  |  |
| 変更後 | 株式会社オークワ    | 24 時間        |              |  |  |  |
|     | 株式会社パーティハウス | 午前 10 時 00 分 | 午後 10 時 00 分 |  |  |  |
|     | 未定          | 未定           |              |  |  |  |

## イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

|     | 位置   | 出入口の数 |
|-----|------|-------|
| 変更前 | 駐車場1 | 3     |
| 変更後 | 駐車場1 | 3     |
|     | 駐車場2 | 3     |
|     |      | 合計 6  |

- 3 変更年月日
  - 平成 22 年 1 月 12 日
- 4 変更する理由
  - 来客の利便の向上のため
- 5 届出の日
  - 平成 21 年 5 月 11 日
- 6 届出等の縦覧場所
  - 三重県農水商工部商工振興室
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
  - 平成21年5月19日から同年9月24日まで
  - 開庁日の午前9時から午後5時まで

# 監査委員公表

#### 監査委員公表第8号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 242 条第 1 項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の 規定により次のとおり公表します。

平成 21 年 5 月 19 日

三重県監査委員 植 田 十志夫

- 第1 監査の請求
  - 1 監査請求のあった日 平成21年3月25日
  - 2 請 求 人 住 所 四日市市芝田一丁目 5 番 3 号 氏 名 堀 一
- 第2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 請求人の陳述等

平成 21 年 4 月 20 日、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。

また、同日、三重県教育委員会事務局職員の陳述を聴取した。

第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、田中正孝監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥された。

第5 監査委員の退任

永田正巳監査委員及び前田剛志監査委員は平成21年5月14日に退任した。

第6 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり請求人あて通知した。

監査 第 29 号 平成 21 年 5 月 13 日

堀 一 様

三重県監査委員 植 田 十志夫 三重県監査委員 永 田 正 巳 三重県監査委員 前 田 剛 志

住民監査請求について

平成 21 年 3 月 25 日に提出された住民監査請求について、地方自治法 昭和 22 年法律第 67 号。 以下「法」という。) 第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

なお、本件請求において、田中正孝監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥されました。

記

#### 第1 監査の請求

1 請求の趣旨

監査請求書及び事実証明書に記載された事項並びに陳述の内容を勘案して、請求の趣旨を次のように理解した。

三重県教育委員会(以下「県教委」という。)は、平成21年1月に実施した県立学校緊急地震速報端末整備事業(以下「本事業」という。)にかかる公募型企画提案コンペ(以下「企画提案コンペ」という。)において、他に低額の見積書を提出した業者(最低見積額は17,362,800円)がいたにも係らず、それより15,250,200円高額の見積書を提出した業者を選定した。このため、その差額分の損害を三重県(以下「県」という。)が被ることとなるので、県教委委員全員が連帯して県に返還することを求める。

- (1) 本事業にかかる企画提案コンペにおけるプレゼンテーションの実施通知では、企画提案 書以外の配布資料、実物の展示を控える要請がなされ、説明時間についても 10 分程度と 短く、実物を実際に目の前で操作しながら、性能・特徴を説明する機会がなかったことは、 公正な審査を行う上で大きな疑問がある。
- (2) 企画提案コンペにおいて、見積額の低い2社を不適格とした。

その理由は、『「既存ネットワークを使用してシステムを構築する」ものであることが企画提案書等により分かったため』としているが、最低見積額を提出した業者に確認したところ、提案書では「既存のネットワークに影響を与えない手法で新規にVPNを構築して、各学校の端末に配信する」(平成21年1月14日、県教委作成質疑応答)ことを提案している。この手法は、すでに、自治体、大学、国の機関等に採用され、有効性は実証済みである。

また、1月23日に実施されたプレゼンテーションで、「既存の回線を使用する場合は、 既存ネットワークに影響を与えないところで分岐し、端末に接続すること、又、新しく回 線を引いて端末を接続することも出来る」(平成21年1月13日、県教委作成質疑応答) ことを説明している。

選定委員からは、技術的に問題は無いが、回線使用料がかかるのではないかとの質問が 出されているが、既存ネットワークを使用してシステムを構築するとの疑問は出されてい ない。

以上より、最低見積額を提出した業者の提案は、県教委の定めた仕様書に明らかに適合 しており、不適格の判定を受けたことは、公平さを欠いているといわざるを得ない。

- (3) 株式会社ケーブルコモンネット三重(以下「ケーブルコモンネット」という。)と同一 メーカーの同様な機種を用いた提案をしている業者がいたにもかかわらず、見積額のより 高いケーブルコモンネットを第一位としたことは理解しがたい。
- (4) 平成20年7月7日、選定結果が公表されているように、本事業にかかる企画提案コンペが実施されており、その時の契約上限額は平成21年1月に実施したコンペの約1/10の300万円台であった。

同一事業を、約 10 倍の契約上限額に改めて、再度コンペを行ったことは、極めて不可解である。

#### 2 監査対象事項

監査対象事項は、「企画提案コンペにより事業者選定を行った本事業にかかる支出は違法 又は不当な公金の支出に当たるか。」とした。

## 3 対象部局の監査等

平成 21 年 4 月 8 日に三重県教育委員会事務局(以下「教委事務局」という。)の監査を実施した。

#### 第2 事実関係の調査

#### 1 本事業の概要

本事業は、県教委の所管する県立学校 77 校(設置は 78 台)に緊急地震速報端末の設置工事を行い、当該 77 校の校内放送設備に接続し、校内一斉放送のできる状態にすることを目的とするものであり、公募型企画提案コンペ方式により事業者の選定が行われた。

## 2 企画提案コンペの実施状況

本事業にかかる企画提案コンペの実施にあたっては、実施要領及び選定要領が定められ、 それらの規定に基づく手続きが行われていた。

(1) 平成 20 年 12 月 26 日に県インターネットホームページにより企画提案の公募をし、同月 26 日及び平成 21 年 1 月 5 日から同月 13 日まで仕様書等の閲覧及び配布を行った。

仕様書では、緊急地震速報端末(以下「端末」という。)の明細として、「県立学校にある既設の電話回線及びケーブル回線を使用することは可とするが、行政WAN及びくものすネットワーク等の既設のネットワークに影響を与えることはできない。また、新規に必要な回線を設置することは可とする。さらに、情報配信に行政WAN及びくものすネットワーク等の既存のネットワーク(以下「既存ネットワーク」という。)を通じて行うこと

は不可とする。」と記載されていた。

なお、仕様書の中で既存ネットワーク使用を不可とした理由について、教委事務局の説明は次のとおりであった。

「緊急地震速報を専用の受信端末で受信するためには、緊急地震速報を配信する側と受け手の学校との間に情報伝達のためのケーブル回線やNTT回線が必要となる。県は既存ネットワークを所有し、これを緊急地震速報受信のための回線として使用することは技術的に可能である。しかし、既存ネットワークは、教職員が職務を遂行するための閉鎖型ネットワークであり、保守や点検等の目的に応じて計画的にネットワークを停止することを前提に運用している。このため、緊急地震速報を既存ネットワークを利用して配信することは、24 時間、365 日、常に情報伝達されるべき緊急地震速報の特性を考慮すると、適切でないものと判断した。また、セキュリティの観点からも、既存ネットワークへの他のシステムの接続は必要最小限とすべきであり、他に代替手法がある場合は、接続を行わないことを原則としている。」

(2) その後、仕様書等を配布した業者から質疑があり、教委事務局は、平成 21 年 1 月 13 日、 14 日及び 15 日に F A X による回答を行った。

1月13日の質疑応答では、「導入予定のすべての学校にインターネットに接続できる環境はありますか。」等の質問に対して「県立学校緊急地震速報端末整備事業については、仕様書にあるように、各学校に接続されているインターネット環境を活用して、緊急地震速報端末を設置することができます。既存のネットワークに影響を与えないということが前提となっていますので、既存ネットワークが使用している機器類の使用については、不可としています。既存の回線を使用する場合は、既存ネットワークに影響を与えないところで分岐し、端末に接続することを想定しています。」等の回答がされており、【既存回線の利用可能な環境と分岐点について】として図示がされていた。

また、1月14日の質疑応答では、「県庁内に置いた緊急地震速報を受信する機械で、緊急地震速報を受信して、新規に構築するVPNを通じて各学校の端末に配信してもよろしいですか。」等の質問に対して「県庁内への緊急地震速報を受信する装置は、機械の管理面や場所の関係から想定していません。しかし、既設のネットワークに影響を与えない手法で新規にVPNを構築して、各学校の端末に配信することは可能です。」、「学校独自のインターネット回線にこの緊急地震速報の受信を乗せていくことは想定していません。」等の回答がされていた。

さらに、1月15日の質疑応答では、「既設のくものすネットワーク、行政WAN回線を別セッションとして利用することができますか。」等の質問に対して「既設のくものすネットワーク、行政WAN回線は利用できません。なお、既設の回線を利用できる場合は、1月13日付けの質問に対する回答で示したとおりです。」等の回答がされていた。

(3) 平成21年1月20日の企画提案書等の提出期限までに4業者から提出があり、教委事務 同は同月21日付けで4業者に対し、『「県立学校緊急地震速報端末整備事業にかかる公募 型企画提案コンペ」に係るプレゼンテーションの実施について』と題する通知を行った。 同通知では、提出のあった企画提案書の理解を深めるためにプレゼンテーションを開催 するとし、日時、場所、内容等が記載されていた。 日時のところでは、注釈として「説明は 10 分程度、質疑を 5 分程度予定」とあり、内容は、提出された企画提案書によるプレゼンテーションとし、企画提案書の中で 4 項目(緊急地震速報端末のシステム、類似の導入実績、施工体制の妥当性、経費の積算)については、必ず説明をするよう記載されていた。

また、プレゼンテーションは提出された企画提案書に基づき行うこと、企画提案書以外の配布資料、実物の展示は控えること等の注釈があった。

(4) 平成21年1月23日、4業者のプレゼンテーションを行った上で、本事業にかかる企画 提案コンペ選定委員会において、事前に選任した6名の選定委員によって、適否評価と選 定評価の2段階による選定が行われた。

選定の中で、最低見積額を提出した業者を含む2業者については、適否評価の段階で不 適格となった。

不適格となった理由について、教委事務局の説明では、「2業者の企画提案書は、既存ネットワークを使用する提案となっていることが判明したため。」としている。

そして、適否評価において適格と評価された2業者について、選定評価を行い、経費(初期投資額、ランニングコスト)、施工体制、システムの内容等を総合的に判断し、選定委員会で最優秀提案者としてケーブルコモンネットが選定された。

事業者選定にあたっての教委事務局の考え方は以下のとおりであった。

「事業者の選定にあたっては、企画提案書によって審査するものであり、プレゼンテーションは企画提案書の提案内容を補足したり、提案内容の疑問点について質問を行う場である。プレゼンテーションにおいて、仮に企画提案書の内容と全く異なる説明を聞いて、それを認めることになれば、提案事業者間でアンバランスが生じて大きな不公平をもたらし、提出された企画提案書により最優秀提案者を決定する企画提案コンペの趣旨から逸脱することになる。」

なお、平成20年7月に本事業にかかる企画提案コンペが行われ、再度平成21年1月に 企画提案コンペが行われたが、そのことについての教委事務局の説明は次のとおりであっ た。

「平成20年7月に実施した企画提案コンペでは、提案のあった2業者は、適否評価において不適格と判断した。この結果を受け、他の自治体や複数の事業者からヒアリングを行い、必要とされる経費を算出し直した上で、平成21年1月に2回目のコンペを行った。」

#### 3 本事業にかかる契約及び支払い

県教委とケーブルコモンネットは、平成 21 年 2 月 6 日に、県立学校緊急地震速報端末設置工事について、契約金額を 14,461,650 円(消費税等を含む。) 履行期限を同日から平成 21 年 3 月 27 日までとする業務契約(以下「当該業務契約」という。)を締結するとともに、端末と連携する放送機器制御装置等について、契約金額を 18,151,350 円(消費税等を含む。) 契約期間を平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする賃貸借契約を締結した。 当該業務契約に係る設置工事費は、業務の完了確認後、平成 21 年 5 月 7 日に支払われた。

#### 第3 監査委員の判断

1 結論

監査対象部局の監査の結果等から総合的に判断すると、企画提案コンペにより事業者選定を行った本事業にかかる支出は違法又は不当な公金の支出に当たるとは認められない。 従って、本請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

## 2 結論に至った理由

(1) 請求人は、企画提案コンペにかかるプレゼンテーションの実施通知では、企画提案書以外の配布資料、実物の展示を控える要請がなされ、説明時間についても 10 分程度と短く、 実物を実際に目の前で操作しながら、性能・特徴を説明する機会がなかったことは、公正 な審査を行う上で大きな疑問があると主張している。

確かに教委事務局によるプレゼンテーション実施通知では、説明時間を 10 分程度とし、 また、企画提案書以外の配布資料、実物の展示を控えるよう注釈があった。

しかし、同時に、提出のあった企画提案書の理解を深めるためにプレゼンテーションを 開催すること、さらに、プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づき行うこと などが明記されている。

また、企画提案書の内容については事前に選定委員が確認しており、あらかじめ説明項目が示された上でプレゼンテーションを行うよう通知されていたのであるから、プレゼンテーションにおける説明時間が短く、また、企画提案書以外の配布資料、実物の展示を控える要請がなされたとしても、そのことをもって公平な審査がされなかったとまではいえない。

(2) 請求人は、企画提案コンペにおいて、最低見積額を提出した業者の提案書では「既存のネットワークに影響を与えない手法で新規にVPNを構築して、各学校の端末に配信する」ことを提案し、また、プレゼンテーションで、「既存の回線を使用する場合は、既存ネットワークに影響を与えないところで分岐し、端末に接続すること、又、新しく回線を引いて端末を接続することも出来ること」を説明しており、選定委員からは、「技術的に問題は無いが、回線使用料がかかるのではないか」との質問が出されているが、「既存ネットワークを使用してシステムを構築する」との疑問は出されていないと主張している。

しかし、最低見積額を提出した業者の企画提案書を確認したところ、確かにVPN(仮想私設通信網)を構築する手法は示されていたものの、それは、ファイアーウォールを通過するなど既存のネットワークを通じて情報配信することとされており、情報配信に既存のネットワークを通じて行うことは不可とするとした県教委の定めた仕様書に合致しているとはいえない。

この点について、請求人は、プレゼンテーションでは県教委の仕様に沿った説明をした とするが、何ゆえその内容を企画提案書に記載しなかったのかは明らかにしていない。

上記(1)で述べたとおり、企画提案コンペにかかるプレゼンテーションは、提出された企画提案書によるプレゼンテーションとして開催されたものであると認められ、「プレゼンテーションにおいて、仮に企画提案書の内容と全く異なる説明を聞いて、それを認めることになれば、提案事業者間でアンバランスが生じて大きな不公平をもたらし、提出され

た企画提案書により最優秀提案者を決定する企画提案コンペの趣旨から逸脱することになる」との教委事務局の考え方は首旨できるものである。

さらに、仕様書の記載では、既存の回線を使用する場合の既存ネットワークに影響を与えない手法が分岐することであるとは書かれていないが、本件に関する事項の質疑に対して、教委事務局は、平成21年1月13日から15日まで3回にわたり回答しており、1月13日の質疑応答では、「既存の回線を使用する場合は、既存ネットワークに影響を与えないところで分岐し、端末に接続することを想定していること」を図とともに示している。

続く 1 月 14 日の質疑応答でも、「学校独自のインターネット回線にこの緊急地震速報の 受信を乗せていくことは想定していません。」とし、同月 15 日の質疑応答でも「既設のく ものすネットワーク、行政WAN回線は利用できません。」と回答している。

仕様書の記載とこれら質疑応答の記載をあわせて判断すれば、本事業においては情報配信について既存ネットワークを利用することを認めていないものであることは明らかであり、単に1月14日の質疑応答の一部のみをもって、本事業の仕様と理解することは早計というべきである。

したがって、最低見積額を提出した業者の提案は、県教委の定めた仕様書に明らかに適合 しており、不適格の判定を受けたことは、公平さを欠いているといわざるを得ないとの請求 人の主張は認めることができない。

以上のとおり、本事業にかかる企画提案コンペは、実施要領及び選定要領の規定に基づいて 企画提案コンペの趣旨、目的に沿った手続きが適正に行われており、公平性、客観性を欠いて いるとはいえない。

なお、請求人は、ケーブルコモンネットと同一メーカーの同様な機種を用いた提案をしている業者がいたにもかかわらず、見積額のより高いケーブルコモンネットを第一位としたことは理解しがたいとし、また、平成20年7月7日、選定結果が公表されているように、本事業にかかる企画提案コンペが実施されており、同一事業を、約10倍の契約上限額に改めて、再度コンペを行ったことは、極めて不可解であるとも主張している。

請求人がこれらのことをもって審査の公平性に問題があることを主張しているとしても、一般的に企画提案コンペでは、価格競争のみではなく、企画提案の内容、施工体制、将来にわたる経済性などを総合的に判断した上で事業者を選定するものであり、また、企画提案コンペを契約上限額を変更して2回開催したことが、直ちに審査の公平性を欠くことを示すものとはいえない。

#### 第4 附言

監査の結果は以上のとおりであるが、本事業にかかる企画提案コンペでは、企画提案書の提出のあった4業者のうち2業者が仕様書に合致せず、適否評価において不適格となっている。このことから、当該仕様書の表記について一層の工夫が必要であったものと思料される。

今後、応募者の誤解が生じないよう仕様書等の表記には十分留意されたい。

また、今後こうした新たな事業を予算化する際には、先進事例を事前に十分調査し、必要な 額を措置されるよう努められたい。 公 告

三重県表彰規則(昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1)第 2 条の規定により、平成 21 年 4 月 18 日次の者を表彰しました。

平成 21 年 5 月 19 日

|   |    |     |    |    |          |   |   |   |   | =  | 重 県 知 事 | 野  | 呂    | 昭 | 彦 |
|---|----|-----|----|----|----------|---|---|---|---|----|---------|----|------|---|---|
| 功 | 労  | 区   | 分  |    | 氏        |   | : | 名 | 市 | 町  | 名       | 登卸 | 录番号  |   |   |
| 地 | 方  | 自   | 治  | 3  | Ξ        | 好 |   | 孝 | 松 | 阪  | 市       | 49 | 1号   |   |   |
| 地 | 方  | 自   | 治  | ì  | Í        | 藤 | 康 | 雄 | 津 |    | 市       | 49 | 2 号  |   |   |
| 学 | 術  | 文   | 化  | 1, | <u> </u> | 倉 |   | 肇 | 紀 | 北  | 田丁      | 49 | 3 号  |   |   |
| 文 |    |     | 化  | =  | 有        |   | 幸 | 男 | 志 | 摩  | 市       | 49 | 4 号  |   |   |
| 文 |    |     | 化  | F  | 哥        | 橋 | 忠 | 之 | 志 | 摩  | 市       | 49 | 5 号  |   |   |
| 保 | 健  | 衛   | 生  | L  | Ц        |   | 直 | 美 | 松 | 阪  | 市       | 49 | 6 号  |   |   |
| 商 | -  | I.  | 業  | E  | E        | 村 | 憲 | 司 | 松 | 阪  | 市       | 49 | 7 号  |   |   |
| 観 |    |     | 光  | J  | 7        | 橋 | 達 | 郎 | 津 |    | 市       | 49 | 8号   |   |   |
| 交 | 通  | 安   | 全  | Έ  | Ì        | 木 | 三 | 郎 | 津 |    | 市       | 49 | 19 号 |   |   |
| 青 | 少生 | 年 育 | 成成 | ţ, | 、 保      | 村 | 秀 | 高 | 兀 | 日市 | 市市      | 50 | 0 号  |   |   |
|   |    |     |    |    |          |   |   |   |   |    |         |    |      |   |   |

肥料取締法(昭和 25 年法律第 127 号)第 7 条の規定により、次の肥料を登録しました。 平成 21 年 5 月 19 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

|             |           |                  | 保証原  | 戈分量   | (%)  |                                    | 生                  | 産 業 者                     |                 |    |
|-------------|-----------|------------------|------|-------|------|------------------------------------|--------------------|---------------------------|-----------------|----|
| 登録番号        | 肥料の種類     | 肥料の名称            | 窒素全量 | りん酸全量 | 加里全量 | その他の規格                             | 氏 名<br>又は名称        | 住 所                       |                 | 録日 |
| 三 重 県第1273号 | 混合有機質肥料   | 混合有機質肥料 620 号    | 6. 5 | 2. 5  |      | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 九鬼肥料<br>工業株式<br>会社 | 四日市市西末広町 4番 17号           | _               | 年日 |
| 三 重 県第1274号 | 加工家きんふん肥料 | 有機ペレッ<br>ト 3-2-1 | 3. 0 | 2. 5  | 1. 5 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 自然応用<br>科学株式<br>会社 | 愛知県名古屋市中<br>区錦一丁目 13番 26号 | 平成 21<br>3 月 23 |    |

肥料取締法 (昭和 25 年法律第 127 号) 第 12 条第 2 項の規定により、次の肥料を登録有効期間を更新しました。 平成 21 年 5 月 19 日

|             |                   |                      | 保記   | 証成分   | 量(%  | <b>%</b> ) |                       | 生                  | 産 業 者                        |                       |
|-------------|-------------------|----------------------|------|-------|------|------------|-----------------------|--------------------|------------------------------|-----------------------|
| 登録番号        | 肥料の種類             | 肥料の名称                | 室素全量 | りん酸全量 | 加里全量 | アルカリ分      | その他の規格                | 氏 名<br>又は名称        | 住 所                          | 更新後の<br>登録の有<br>効 期 限 |
| 三 重 県第1169号 | 炭酸カル<br>シウム肥<br>料 | 30.0 苦土<br>炭カル肥<br>料 | 3. 2 | 4. 5  | 2. 6 |            | その他の制限事項は<br>公定規格のとおり | ソブエク<br>レー株式<br>会社 | 愛知県名古屋市港区<br>新船町二丁目1番地<br>4先 | 平成 26 年<br>12 月 8 日   |
| 三 重 県第1170号 | 炭酸カル<br>シウム肥<br>料 | 35.0 苦土<br>炭カル肥<br>料 | 2. 5 | 2. 5  | 1.0  |            | その他の制限事項は<br>公定規格のとおり | ソブエク<br>レー株式<br>会社 | 愛知県名古屋市港区<br>新船町二丁目1番地<br>4先 | 平成 26 年<br>12 月 8 日   |
| 三 重 県第1217号 | 副産植物<br>質肥料       | コーンス<br>ティーブ<br>リカー  | 5. 5 | 6.0   | 5. 0 |            | 該当事項なし                | 辻製油株<br>式会社        | 松阪市嬉野新屋庄町<br>565番地の1         | 平成 26 年<br>12月 16日    |

| I            | I                    | I                  | İ    |      |     | l     | İ  | Ī                   | I                     | ı          | ı |
|--------------|----------------------|--------------------|------|------|-----|-------|--|---------------------|-----------------------|------------|---|
| 三 重 県第1237号  | 副産石灰<br>肥料           | かき殻肥<br>料しおさ<br>い  |      |      |     | 48. 0 | 含有を許される有害<br>成分の最大量及びそ<br>の他の制限事項は公<br>定規格のとおり | 財団法人<br>鳥羽市開<br>発公社 | 鳥羽市浦村町字春尻<br>826番地    | 平成<br>12 月 |   |
| 三 重 県第1260号  | 加工家き<br>んふん肥<br>料    | Suzu<br>ka有機       | 4. 0 | 3.0  | 2.0 |       | 含有を許される有害<br>成分の最大量及びそ<br>の他の制限事項は公<br>定規格のとおり | 有限会社<br>鈴鹿ポー<br>トリー | 鈴鹿市上田町 1778-<br>2     | 平成<br>1 月  |   |
| 三 重 県第 972 号 | 大豆油か<br>す及びそ<br>の粉末  | 6.8大豆<br>油かす粉<br>末 | 6.8  | 1. 0 | 1.0 |       | 該当事項なし   | 辻製油株<br>式会社         | 松阪市嬉野新屋庄町<br>565番地の1  | 平成<br>2 月  |   |
| 三 重 県第1171号  | 乾燥菌体<br>肥料           | 5. 0 乾燥<br>菌体肥料    | 5. 0 | 2.5  |     |       | 含有を許される有害<br>成分の最大量及びそ<br>の他の制限事項は公<br>定規格のとおり | 敷島スタ<br>ーチ株式<br>会社  | 鈴鹿市長太栄町五丁<br>目5番1号    | 平成<br>2 月  |   |
| 三 重 県第1172号  | 乾燥菌体<br>肥料           | 6. 0 乾燥<br>菌体肥料    | 6.0  | 3.0  |     |       | 含有を許される有害<br>成分の最大量及びそ<br>の他の制限事項は公<br>定規格のとおり | 敷島スタ<br>ーチ株式<br>会社  | 鈴鹿市長太栄町五丁<br>目5番1号    | 平成<br>2 月  | 1 |
| 三 重 県第1202号  | 混合有機質肥料              | 混合有機質肥料1号          | 4. 0 | 3.0  |     |       | 含有を許される有害<br>成分の最大量及びそ<br>の他の制限事項は公<br>定規格のとおり | 有限会社<br>岩倉          | 大阪府藤井寺市川北<br>三丁目1番4号  | 平成<br>2 月  |   |
| 三 重 県第1173号  | 米ぬか油<br>かす及び<br>その粉末 | 米ぬか油<br>かす粉末       | 2. 0 | 4. 0 | 1.0 |       | 該当事項なし   | デンダ食<br>品工業株<br>式会社 | 桑名市大字立田町<br>505番地の8   | 平成<br>2 月  |   |
| 三 重 県第1221号  | 乾燥菌体<br>肥料           | 乾燥菌体<br>肥料         | 5. 0 | 2.0  |     |       | 含有を許される有害<br>成分の最大量及びそ<br>の他の制限事項は公<br>定規格のとおり | 辻製油株<br>式会社         | 松阪市嬉野新屋庄町<br>565番地の1  | 平成<br>3 月  |   |
| 三 重 県第1246号  | 配合肥料                 | 有機入り<br>配合肥料<br>3号 | 1.0  | 32.0 |     |       | 含有を許される有害<br>成分の最大量及びそ<br>の他の制限事項は公<br>定規格のとおり | 大協肥糧株式会社            | 大阪府藤井寺市川北<br>2丁目1番29号 | 平成<br>4 月  |   |
| 三 重 県第1247号  | 配合肥料                 | BAB配<br>合 15 号     | 1.0  | 15.0 |     |       | 含有を許される有害<br>成分の最大量及びそ<br>の他の制限事項は公<br>定規格のとおり | 九鬼肥料<br>工業株式<br>会社  | 四日市市西末広町4番17号         | 平成<br>5 月  |   |

肥料取締法(昭和 25 年法律第 127 号)第 13 条第 1 項の規定により、次の肥料の登録事項を変更しました。 平成 21 年 5 月 19 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

| 登録番号          | 肥料の種類     | 肥料の名称        | 生産業者氏名                                    | 変 |              | 更 | 変         | 更  | の | あ    | つ | た    | 事 | 項   |
|---------------|-----------|--------------|---|---|--------------|---|-----------|----|---|------|---|------|---|-----|
| 亚州田马          | 加州中村主人    | WENT AND AND | 又は名称及び住所                                  | 年 | 月            | 日 |           | 新  |   |      |   |      | 旧 |     |
| 三 重 県第 1272 号 | 加工家きんふん肥料 | イセペレット       | 株式会社アイセ・リア<br>リティー<br>東京都台東区根岸三<br>丁目8番4号 |   | 戊 21<br>] 23 |   | 組織変株式会アリテ | 社ア |   | • IJ |   | 会社ティ |   | ヒ・リ |

肥料取締法(昭和 25 年法律第 127 号)第 14 条の規定により、次の肥料の登録は失効しました。 平成 21 年 5 月 19 日

|                   |                    |                  | 保証品  | 戊分量   | (%)   |  | 生産         | 業者                           |
|-------------------|--------------------|------------------|------|-------|-------|--|------------|------------------------------|
| 登録番号              | 肥料の種類              | 肥料の名称            | 窒素全量 | りん酸全量 | く溶性苦土 | その他の規格   | 氏名又は名称     | 住 所                          |
| — H               | 水酸化苦土肥料(化学的製法でない。) | 50.0 水酸化苦<br>土肥料 |      |       |       | その他の制限事項<br>は公定規格のとお<br>り                          | ソブエクレー株式会社 | 愛知県名古屋市港区<br>新船町二丁目1番地<br>4先 |
| 三 重 県第 1108 号     | 混合有機質肥料            | 7.0 有機混合<br>肥料   | 7.0  | 6. 0  |       | 含有を許される有<br>害成分の最大量及<br>びその他の制限事<br>項は公定規格のと<br>おり | 三昌物産株式会社   | 四日市市大字塩浜<br>180番地            |
| 三 重 県<br>第 1245 号 | 魚かす粉末              | 魚かす              | 7.0  | 6. 0  |       | 該当事項なし   | 株式会社ホーユウ   | 大阪府豊中市宝山町<br>5 丁目 16 番       |

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定により、平成20年度における普通肥料の収去検査結果の概要を次のとおり公表します。

平成 21 年 5 月 19 日

|               |                        |                                    | 検           | 查   | 0)                | 概   | 要    |    |
|---------------|------------------------|------------------------------------|-------------|-----|-------------------|-----|------|----|
| 肥料の種類等        | 保証票添付者                 | 肥料の名称                              | 分           | 析   | <b>企</b>          | 保証票 | その他の | 備考 |
|               |                        |                                    | 項           | 目   | 指摘事項              | の検査 | 検査   |    |
| なたね油かす        | 西村政信                   | <ol> <li>5.3 なたね油かす</li> </ol>     | 主成分-        | TN, |                   |     |      |    |
| 及びその粉末        | 四个政治                   | 5. 3 なた44mガ*9                      | ТР、Т        | K   |                   |     |      |    |
| ごま油かす及        | 九鬼産業株式会社               | 7.0ごま油かす粉末                         | 主成分-        | TN, |                   |     |      |    |
| びその粉末         | 70%是来你又公正              | 1. 0 C S III / 1/1/1/N             | TP, T       | K   |                   |     |      |    |
| ごま油かす及        | 九鬼産業株式会社               | 九鬼ごま油かす粉末                          | 主成分一        | TN, |                   |     |      |    |
| びその粉末         | 7076年末四744日            | 70/20 00 100 7 1/3/10              | TP, T       |     |                   |     |      |    |
| 乾燥菌体肥料        | 敷島スターチ株式会社             | 6. 0 乾燥菌体肥料                        | 主成分-        | TN, |                   |     |      |    |
|               | 从的,为,从人                | 0. 0 <del>1</del> 0,00   11,00   1 | ТР          |     |                   |     |      |    |
| 副産植物質肥        | 敷島スターチ株式会社             | グルテンフィード                           | 主成分一        | •   |                   |     |      |    |
| 料和工字之         | <b>一</b> 一一一一一一一一一一一一一 |                                    | TP, T       |     |                   |     |      |    |
| 加工家きんふん肥料     | 有限会社鈴鹿ポートリ             | Suzuka有機                           | 主成分一        | -   |                   |     |      |    |
| 混合有機質肥        |                        |                                    | 主成分一        |     |                   |     |      |    |
| 料             | 株式会社地主共和商会             | EMできばえ                             | TP, T       |     |                   |     |      |    |
| 副産石灰肥料        | 財団法人鳥羽市開発公<br>社        | かき殻肥料しおさい                          | 主成分一        |     |                   |     |      |    |
| 副産動物質肥<br>料   | 株式会社チキン上野              | エキス粕                               | 主成分-<br>T P | TN, |                   |     |      |    |
| 混合有機質肥 料      | 有限会社岩倉                 | 混合有機質肥料 1 号                        | 主成分-<br>T P | TN, |                   |     |      |    |
| 加工家きんふ<br>ん肥料 | 有限会社伊勢農場               | イセペレット                             | 主成分一TP、T    | •   |                   |     |      |    |
| 魚かす粉末         | 有限会社蓮華                 | ARISA                              | 主成分-<br>T P |     | TN保証<br>成分量不<br>足 |     |      |    |
| 指定配合肥料        | 有限会社鈴鹿ポートリー            | 有機トップ1                             | 主成分一TP、T    |     |                   |     |      |    |

- (注) 1 分析検査及びその他の検査欄は、検査対象荷口全体を代表しうるように必要袋数(ばらの場合には必要部位数)を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
  - 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格若しくは基準値又は表示値とを比較した結果である。
  - 3 主成分の略号は、次のとおりである。TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、A1-アルカリ分
  - 4 分析検査の指摘事項の欄、保証票の検査の欄又はその他の検査の欄の空欄は、指摘事項等の該当事項がない場合である。

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定により、平成20年度における特殊肥料の収去検査結果の概要を次のとおり公表します。

平成 21 年 5 月 19 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

|          | 生産業者、輸入業者若し             | 届出名                |            | 検査0        | )結果        |       |   |   |
|----------|-------------------------|--------------------|------------|------------|------------|-------|---|---|
| 特殊肥料の指定名 | くは販売業者又は表示者             | /W E               | T N<br>(%) | T P<br>(%) | T K<br>(%) | C/N   | 備 | 考 |
| たい肥      | 農事組合法人忍の里               | 有機忍の里              | 1. 2       | 0.9        | 0.86       | 11.8  |   |   |
| たい肥      | ヤマギシズム生活豊里実<br>顕地農事組合法人 | ヤマギシのたい肥           | 2. 6       | 2. 7       | 3. 3       | 14. 5 |   |   |
| たい肥      | 堀坂剛                     | 万年豊作               | 1. 3       | 3.0        | 2. 4       | 28. 2 |   |   |
| たい肥      | 井上大輔                    | 伊賀牛のゆめ<br>だいすけ 1 号 | 2. 3       | 4.6        | 3. 0       | 20. 4 |   |   |

(注) 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 21 年 5 月 19 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

中野西土地改良区(四日市市中野町636番地の2)

| 退任理事 | <b></b> |          |   |     |   |  |
|------|---------|----------|---|-----|---|--|
|      |         | 丁1183番地1 | Щ | Ш   | _ |  |
| "    | "       | 946番地    | 市 | Щ   | 忠 |  |
| "    | "       | 1556番地4  | Щ | Щ   | 信 |  |
| "    | "       | 1293番地   | 市 | Щ   | 哲 |  |
| "    | "       | 1126番地   | 市 | Ш   |   |  |
| 退任監事 | <b></b> |          |   |     |   |  |
| 四日市市 | 7中野     | 丁1310番地9 | 齌 | 藤   | 重 |  |
| "    | "       | 1798番地   | Щ | Ш   | 正 |  |
| 就任理事 | <b></b> |          |   |     |   |  |
| 四日市市 | 7中野     | 丁1183番地1 | Щ | Ш   | _ |  |
| "    | "       | 946番地    | 市 | Ш   | 忠 |  |
| "    | "       | 1556番地4  | Щ | JII | 信 |  |
| "    | "       | 1293番地   | 市 | Ш   | 哲 |  |
| "    | "       | 1126番地   | 市 | Ш   |   |  |
| 就任監事 | <b></b> |          |   |     |   |  |
| 四日市市 | 7中野     | 丁1310番地9 | 齌 | 藤   | 重 |  |
| "    | "       | 1798番地   | Щ | Ш   | 正 |  |
|      |         |          |   |     |   |  |

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 21 年 5 月 19 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

宮川右岸御薗土地改良区(伊勢市御薗町長屋 1221)

退任理事

 伊勢市御薗町高向2629
 渡邊泰男

 " " 長屋168
 中東 勗

 " " " 950-1
 永井 透

IJ 王中島690

小林298-2

IJ

" 567 IJ IJ 高向2484-2 IJ IJ IJ IJ " 2419

IJ 小林346

退任監事

IJ

伊勢市御薗町長屋1360 中東 清 〃 # 新開320 東浦嘉

" 『 高向564-3

就任理事

伊勢市御園町高向2419 辻 村 次 夫

IJ IJ *"* 2484-2 IJ IJ *y* 2602 長屋123 IJ IJ " 1353 IJ IJ IJ IJ " 1249

IJ IJ 王中島567 " 318-2 IJ IJ

新開435 IJ IJ IJ IJ 上條163

IJ IJ " 179-1 IJ IJ 小林346

*"* 372 IJ IJ

就任監事

伊勢市御薗町高向2499

ッ 長屋1266 IJ

〃 王中島572

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任 の届出がありました。

平成 21 年 5 月 19 日

三重県知事 呂 昭 彦

奥 本

中 西 哲 也

中 北

世古口

辻 村

佐々木

中

中 村

西

中

小 西 久 次 齋

廣

河

奥 田

中 村 和 夫

高 橋

赤羽根

北 村

世古口

Ш 崎 和

岩 間

宮 崎 勝 郎

世古口

北

井

東 泰 秋

辻 信

英 夫

正 俊

和 生

幸 雄

瀬

隆 敏

幸

赤羽根 英

志

齋

敏

夫

夫

淳

宏

平

晃

孝

男

勝

隆

次

上田土地改良区 (亀山市安知本町 950 番地の 2)

退任理事

亀山市安知本町512番地 田 亨 前 リ 田茂町135番地 岩 間 進 〃 109番地 岩 間 護

〃 303番地

〃 安知本町534番地

退任監事

亀山市安知本町440番地 前 田 荘 " 532番地 中 喜 田 六

就任理事

亀山市安知本町512番地 前 田 亨 リ 田茂町135番地 岩 間 進

| 亀山市田茂町109番地      | 岩 | 間 |   | 護 |
|------------------|---|---|---|---|
| " " 303番地        | 岩 | 間 |   | 勝 |
| " 安知本町534番地      | 宮 | 崎 | 勝 | 郎 |
| 就任監事             |   |   |   |   |
| 亀山市安知本町440番地     | 前 | 田 | 荘 | = |
| <b>" " 532番地</b> | 中 | 田 | 喜 | 六 |

三重県公報

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 21 年 5 月 19 日

平成21年5月19日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第 2087 号

1 作業種類

基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成作業)

2 作業期間

平成21年5月1日から平成22年3月31日まで

3 作業地域

四日市市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 21 年 5 月 19 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 作業種類

基本測量(「電子国土基本図(地図情報)」修正測量)

2 作業期間

平成21年5月15日から平成22年3月31日まで

3 作業地域

県内全域

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 5 月 19 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画の種類及び名称

桑名都市計画地区計画

西別所北部区画整理地区地区計画

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 21 年 5 月 19 日

| 工事完了年月日            | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称    | 許可を受けた者の住所及び氏名                            |
|--------------------|-----------------------|---|
| 平成 21 年<br>4月 16 日 | 松阪市久米町字惣田 1950-1 ほか2筆 | 松阪市川井町 326-3<br>磯田建設株式会社<br>代表取締役 磯 田 正 夫 |

| 平成 21 年<br>4月 17 日 | いなべ市員弁町松之木字五軒屋 375 番 1 ほか 1 筆<br>ッ 知新田字五軒屋 377 番ほか 17 筆 | 四日市市城山町 1-38<br>株式会社アラキ開発<br>代表取締役 荒 木 良 樹      |
|--------------------|---|---|
| 平成 21 年<br>4月 20日  | 伊勢市二見町光の街地内<br>3-4 工区                                   | 津市丸之内 9-18<br>三交不動産株式会社<br>取締役社長 中 山 良 德        |
| 平成 21 年<br>4月 20日  | 伊勢市西豊浜町字鳥干 1609   | 伊勢市御薗町王中島 797<br>有限会社オールウィン<br>代表取締役 崎 地 和 幸    |
| 平成 21 年<br>4月 20 日 | 伊賀市小田町字新羅子 511 ほか2筆                                     | 鈴鹿市南江島町 14-1<br>有限会社ケミスト<br>代表取締役 杉 本 貴代美       |
| 平成 21 年<br>4月 21 日 | 伊賀市小田町字鍵屋辻 1417   | 愛知県清須市西枇杷島町小田井2丁目4-2<br>大 橋 憲 重                 |
| 平成 21 年<br>4月22日   | 松阪市中林町字荒木 430 ほか 1 筆                                    | 津市栄町2丁目390-1<br>特定非営利活動法人日本ライフ協会<br>理事長 山 中 敏 生 |
| 平成 21 年<br>4月22日   | 三重郡菰野町大字川北字野畑 1176-23 ほか 1 筆                            | 四日市市山城町 680<br>奥 平 英 二<br>奥 平 美由紀               |
| 平成 21 年<br>4月 30 日 | 松阪市曽原町字与力 266 ほか7筆                                      | 松阪市湊町 236<br>株式会社富士土地<br>代表取締役 林 弘 雄            |

# 人事委公告

平成21年度三重県職員採用候補者A試験を次のとおり実施します。

平成 21 年 5 月 19 日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司

## 1 試験区分及び採用予定数

| 試験        | 区 分   | 採用予定数  |
|-----------|-------|--------|
| 一般行政分野    | 行 政 I | 約 23 名 |
| 州文门 政 刀 到 | 行 政 Ⅱ | 約 5 名  |
| 福 祉 分 野   | 福祉技術  | 約 2 名  |
|           | 環境    | 約 4 名  |
| 環 境 分 野   | 化 学   | 約 6 名  |
|           | 林 学   | 約 4 名  |
| 自然分野      | 農  学  | 約 8 名  |
|           | 水産    | 約 2 名  |
|           | 総合土木  | 約 16 名 |
| 工学分野      | 建築    | 約 5 名  |
|           | 電気    | 約 1 名  |
|           | 機械    | 約 1 名  |
|           | 薬  学  | 約2名    |
| 健康衛生分野    | 保 健 師 | 約 1 名  |
|           | 管理栄養士 | 約 1 名  |

### 2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁、病院事業庁等において事務又は技術的業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例(昭和29年三重県条例第67号)の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次の(1)又は(2)に該当し、(3)及び(4)の資格を満たす人が受験できます。

- (1) 昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人
- (2) 昭和63年4月2日以降に生まれた人で次に掲げるもの

ア 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に基づく大学 (短期大学を除きます。) を卒業した人及び平成 22 年 3 月 31 日までに大学を卒業する見込みの人

イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人

- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- (4) 日本の国籍を有する人(試験区分の「建築」に限ります。)
- 5 第1次試験
- (1) 試験種目

教養試験 I、専門試験(試験区分の「行政II」を除きます。)及び論文試験 I (試験区分の「行政II」に限ります。)

(2) 試験日

平成21年6月28日(日)

(3) 試験会場

三重県立津高等学校(津市新町 3-1-1)

芝浦工業大学豊洲キャンパス (東京都江東区豊洲 3-7-5)

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

教養試験 II 、論文試験(試験区分の「行政 II 」を除きます。)、論文試験 II (試験区分の「行政 II 」に限ります。)、総合人物試験及び身体検査

なお、一定の資格を有する人に英語資格加点があります。

(2) 試験日及び試験会場

平成21年7月下旬から同年8月上旬までの指定する日

第1次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込書の配布場所

三重県人事委員会事務局、三重県庁玄関受付案内、三重県内の各県民センター、志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県大阪事務所

8 受験申込書の提出先

三重県人事委員会事務局

9 受験申込書の受付期間

平成21年5月19日(火)から同年6月8日(月)までとします。

なお、郵送による申込みは、平成 21 年 6 月 8 日の消印のあるものまでを有効とし、インターネットによる申込みは、同日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

10 採用

この試験の合格者は、三重県職員A試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。 採用の時期は、平成22年4月1日の予定です。

- 11 その他
- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、受験申込書の配布場所で配布する受験案内を参照してください。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局(〒514-0004 津市栄町1丁目 891 三重県 勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932) へしてください。

# 発行 **三 重 県**

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書室

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.jp/